

非嫡出子の地位と「法の平等保護」

——アメリカ連邦最高裁判所の一判決を中心として——

三 木 妙 子

一 はじめに

二 レイビン対ヴィンセント判決について

三 レヴィ判決とグローナ判決について

四 レヴィ・グローナ判決以後における州判決の動向

一、不法行為による死亡をめぐる事件

二、扶養をめぐる事件

三、無遺言相続をめぐる事件

五 レイビン対ヴィンセント判決における問題点

一 はじめに

わが国における非嫡出子の法的地位は、欧米諸国にくらべて厚遇されているということが従来いわれてきた。それ

非嫡出子の地位と「法の平等保護」

は、歴史的には、多妻制社会を前提として家族制度を維持発展させるために役立ったことに原因があると考えられる。現行民法も、非嫡出子は、認知されると、父だけでなく父方の親族にたいしても嫡出子と同様の権利義務を取得することを認めている。法定相続分を嫡出子の二分の一とする(第九〇〇条四号但書)ことが例外的に重大な差別とされている。戦後の民法改正についての国会論議において、その規定が個人の尊厳に反しはしなかが問題となった。

ここでは、「正当な婚姻を奨励尊重する」という建前からしてそうしたのであって、憲法違反とは考えないと説明された。⁽¹⁾その後同条項にたいして積極的な批判を加えた学者は少数にとどまるようにみえる。⁽²⁾いまのところ、その規定が法の下の平等に反して違憲であるという主張が裁判においてとりあげられたというのをきかない。

このような日本の現状にたいして、近年の欧米諸国はどのような動きをみせているであろうか。そこにおける非嫡出子冷遇の長い歴史は、キリスト教の一夫一婦制婚姻の尊重とそれ以外の性関係の罪悪視に起因するものであったとみるのがふつうである。なかでもイギリスのコモン・ローは封建的土地制度のわく組みのなかでとりわけ苛酷であったといわれる。しかし、「何人ノ子ニモ非ザル子」(filii nullius)であった非嫡出子も、少しづつコモン・ローにおいて、そして多くは制定法によって一定の権利を承認されるようになった。非嫡出子の権利の伸長が頑強に拒否されつづけたのは、いうまでもなく相続法の分野であった。非嫡出子はながらく「何人ノ相続人ニモ非ザル者」(Ares nullius)であった。一九二六年には母子関係についてきわめて限られた条件のもとに無遺言相続がなされることになった。しかし、父子間についてはいささかも修正がくわえられなかった。ところで、相続という非嫡出子にとってもっとも厚い壁をいっきょにとりこわしたのは「一九六九年家族法改正法」⁽³⁾(Family Law Reform Act 1969, c. 46)

であった。同法によって、非嫡出子とその父母は無遺言死亡にさいして嫡出子とその父母のばあいと同様に相互に相続することができるようになった。そのばあい非嫡出子と父とのあいだに生前認知または一定の生活関係のあったことさえも必要とはされない（同一四条一項二項）。同じような動きは同年のニュージーランドの一立法⁽⁴⁾（Status of Children Act, No. 18 of 1969）のなかにもみられる。同法は、婚姻外の父子間における相続権の発生については、生前なんらかの承認があったことを要件とする（同七条）がすべての目的のために嫡出子と非嫡出子は平等であると宣言するにいたった（同三条）。遺言制度を利用する以外、遺産にたいして権利を発生させるいかなる方途もなかった者のあいだに、嫡出親子間におけると平等に、しかも嫡出子非嫡出子の相続分の差別なしに相続権を生ぜしめたということは、やはりめざましい変貌であるといふべきであろう。

アメリカにおける非嫡出子法の歩みも、基本的にはコモン・ロー原則に立っていたため、イギリス法と相似た発展をとげてきたものであった。少なからず諸州は、かなりはやくから非嫡出子の差別徹廃をこころみてきた。その領域は、扶養法、不法行為法、社会立法関係、あるいは非嫡出母子間の相続関係におよんだ。非嫡出父子間にも認知または一定の判決があったばあいは相続を認めるとする州もめづらしくなくなってきた。相続権をもふくめて嫡出子と非嫡出子の差別を廃止したのは、一九五六年のアリゾナ法、一九五七年のオレゴン法、および一九六九年のノース・ダコタ法であったようにみえる。しかし、そのような立法例はいまだ少数派である。⁽⁵⁾

ところで、「法の平等保護」を規定する合衆国憲法第一四修正のもとで、非嫡出子の地位、とりわけその相続法上の差別が憲法問題として司法上の審査をうけたとしたら、わが立法のうえからも十分注目に価することからである

う。連邦最高裁判所がかかる審査をおこなった最初の事件が一九七一年のレイビン対ヴィンセント事件 (Labine v. Vincent, 401 US 532, 91 S. Ct. 1017 (1971)) である。本稿はもっぱらこの事件を検討することにとつとめる。ここでは、非嫡出子に嫡出子と対等の相続権を認めないレイジアナ州の無遺言相続法の違憲問題が争われた。裁判官の意見は結局五対四にわかれ、その合憲性が確認された。そこでの議論は、わが国における民法第九〇〇条四号但書と憲法第一四条の論議にたいする示唆的な意見をふくんでいるであろうと思われる。あるいは、そこでの議論の過程から、資本主義法における相続制度の何たるかを考える材料の一つが提供されるかもしれない。

このような動機からでた本稿ではあるが、レイビン対ヴィンセント事件をあつかうためには、同じく連邦最高裁判所における一九六八年五月二〇日のレヴィ対ルイジアナ判決 (Levy v. Louisiana, 391 US 68, 88 S. Ct. 1059 (1968)) ならびにそれと同日に言い渡された姉妹事件ともいえるグローナ対アメリカン・ギャランテイ・ライアビリティ保険会社判決 (Giona v. American Guar. & L. Ins. Co., 391 US 73, 88 S. Ct. 1515 (1968)) を看過することができない。第三章で紹介するそれらの事件は、不法行為事件ではあるが、レイビン対ヴィンセント事件の上告人によってその請求を裏付けるための有力な先例として援用され、法廷意見によって制限的解釈を付せられて排斥されたものである。なお、レヴィ事件は、非嫡出性が平等保護違反としてチャレンジをうけ、連邦最高裁がその判断を求められた最初の事件である。一九六八年にいたるまで、アメリカにおいて非嫡出性を基礎とするかかる差別が憲法上の審査をまぬかれてきたということは、人種、祖先その他を基礎とする差別が多数無効とされた時期を経ているだけにおどろくべきことであるといわれる。「私生子はロビーをもたない。しかし、突然かれが憲法上の権利をもつ

ことが発見された」⁽⁶⁾事件として、レヴィ事件は画期的なものである。

ところで、その判決についてはかならずしも明確とはいいがたく、レヴィ以後に多大な問題を残したままレイビン事件にいたったといえよう。そこで、レヴィにおける疑問を解明しようとし、あるいはレイビンにおける法廷意見を理解するため、レヴィからレイビンにいたるあいだの諸州の関連判例をみる必要が生じ、第四章がそれにあてられた。

さいごに、レイビンにおける法廷意見と反対意見のなからいくつかの論点をとりだして、現在のアメリカにおける学者の論説をおりまぜて若干の整理をこころみた。

二 レイビン対ヴィンセント判決について

一 事実と事件の経過

一九六二年三月一五日ルー・バーサ・パターンソン (Lou Bertha Patterson) (提訴時の氏はルー・バーサ・レイビン (Tabine)、原告、控訴人、上告人) はリタ (Rita) を生んだ。かの女は当時婚姻していなかったが、エズラ・ヴィンセント (Ezra Vincent) と同居していた。同年五月一〇日ヴィンセントとパターンソンは、ルイジアナ民法典第二〇三条にもとづく正式の認知手続をおこなった。それから一ヵ月後には出生証明書にヴィンセントの氏を与えるよう変更がなされ、それ以後リタはつねにリタ・ネル・ヴィンセントとして知られ、かれの死亡までかれと同居し、かれに養育されてきた。一九六八年九月一六日にエズラ・ヴィンセントが無遺言で死亡した。かれには、配偶者、直系尊属、

嫡出の直系卑属のいずれもなかった。遺産の管理はかれの傍系血族によって開始された。ルー・バーサ・レイビンはリタの後見人(natural tutrix)として、子にかわって①父の遺産の遺産管理人の任命、②リタはヴィンセントの唯一の相続人であることの宣言、③遺産管理人にたいしリタのための扶養料の支払を命じる命令、そして、選択的請求として、④子の扶養にかんするルイジアナ法にもとづきリタには月一五〇ドルの扶養料を受けるとの宣言を、ヴィンセントの遺産管理人であるサイモン・ヴィンセントを相手方として請求した。連邦最高裁で争点となった②の請求の根拠は、非嫡出子が父の遺産にたいして嫡出子と対等の権利をもつことを妨げるルイジアナの遺言相続制度(La. Civil Code, §§ 206, 919)は合衆国憲法第一四修正に違反する不当な差別を課するものである、ということであり、非嫡出性のゆえのみをもってする非嫡出子の差別を不当であると判示した合衆国最高裁の二判決(Levy v. Louisiana, 391 U. S. 68 (1968); Giona v. American Guarantee & Liability Insurance Co., 391 U. S. 73 (1968))を引用した。

第一審裁判所(14th Judicial District Court, Parish of Calcasieu)は原告の請求を棄却した。第二審裁判所(Court of Appeal of Louisiana, Third Circuit)も、さきのような理由をもって、事実審裁判所が非嫡出子の相続権を否定したのは正しかったと結論した。

「[I] 罪のない子をその両親の誤ちのゆえに罰することは、いかに不公正であろうとも、そのような〔嫡出子と対等の相続権の〕拒否は、立法部の裁量内にあることであって、婚姻を勧め、非嫡出子(illegitimacy)を阻止する傾向、それは州の正当な社会目的である、を妥当にももつものであらう。婚姻の不存在(non-marriage)と非嫡出子の存在

(illegitimacy) は将来における容易に予見しえない不法行為による死亡 (not-readily-foreseeable subsequent death by tort) によつて抑止されることはなからう。あるいは、少なくとも、レヴィとグローナは、非嫡出性のことを、不法行為による死亡から生じる権利を拒むための一事由として無効であるとする (invalidating) にあたり、そのように判示した。しかし、すべての人は死ななければならず、その相続人のためにかれの財産をあとに残さなければならぬのであるから、非嫡出子にたいして相続権を拒否することは、婚姻と子の嫡出化を奨励するものとみるのが合理的であろう。

〔II〕 そのような規定は、州内の土地の権原の安定、および、死者が残した財産の正当な所有者たる地位を迅速かつ明確に決定することにたいして州が有する重大な関心を合理的に満足させるであろう。それは、そのような主張が誤りであると立証すべくもはや存命しない死者について、善意たるかそうでないかとわず、かれが親である (parentage) と陳述することによつて、知られておらず、また、容易に確かめられない主張をすることから生じるさまざまな瓦解 (disruptions) と不確実性 (uncertainties) を避けるのに、役立つであろう。

われわれは、事実審裁判所が非嫡出子の相続権を否定したのは正しかったと結論する。

選択的請求について、われわれは、また、非嫡出子は、民法典二四〇乃至二四二、二四三、九一九条にもとづき、父の遺産からアリモニーを受けるといふ権利をもたないという事実審裁判所の結論について、明白な過誤を見い出さない。同裁判所は、その子は、社会保障と復員軍人手当において月一〇〇〇ドルを受けているのであるから、そのような扶養を必要とする状態 (法典上の要件) にないことを認定した。(Succession of Vincent, 229 So. 2d 449 (La., 1969))

ルイジアナの最高裁は、サーシオレーライの申立を拒否し (255 La. 480, 231 So. 2d 395)、連邦最高裁はそれを認めた (400 US 817, 91 S. Ct. 79)。

二 連邦最高裁判所の判決

(1) 法廷意見

連邦最高裁は、五対四の僅差で原判決を維持した。ブラック裁判官の執筆した法廷意見 (バーガー、ステューワート、ブラックマン、ハーランが同意) の大要はつぎのとおりである。

「I」 「そのような状況「レヴィ」において、最高裁は、母の生命を奪った不法行為によりまぎれもなく侵害をうけた非嫡出子を、潜在的原告というクラスから完全に排除することはできないと判示した。レヴィ事件は、州は、非嫡出子を嫡出子と異別に扱うことを、決してすることができないと述べたのではなく、また、そう述べたとは公正にみて読むことのできないものである」。

「II」 「無遺言相続のためのこのような規定 (La Civ. Code Ann. Arts. 1493-1495, 1488, 1486 (1952)) は個々の親の意思を反映しているかもしれないし、していないかもしれない。多くの者は規定がそのように厳格であるのは不幸なことだと思ふであろう。他の者たちはそれとは異なる思いをもつであろう。しかし、無遺言相続にかんする制定法によって反映された選択は、その州がすることができる権限内にある選択である。連邦憲法は、当裁判所の裁判官たちがみずからもつとよい規定を用意することができると思ふという理由のために、憲法解釈をよそおって、そ

の州の選択をくつがえす権限を、当裁判所に与えてはいない。もちろん、ルイジアナの立法部によって採択された原則は、非嫡出子を『差別する』(“discriminate”)ものであるといわれるかもしれない。しかし、また、その原則は、直系尊属にたいして傍系血族を、そして直系尊属にたいして直系尊属を差別している。家族たる地位(family status)に基礎をおいた財産上の諸権利(property rights)を決定するその他の原則は、また、妻に有利に、そして『妾』(“concubine”)に不利に『差別している』。反対者は、これらその他の差別には生物学的または社会的基礎(a biological or social basis)があるという理由で、そのような『もろもろの差別』を区別しようとするところをみる。妻と妾とのあいだに生物学的相違は存しないし、また、憲法は、州が、妾とその子の要求にたいして妻とその子を保護するといふ州の権能を主張しうるためには、前提としてそのような相違があるべきだと要求してはいない。妻と妾との社会的相違は嫡出子と非嫡出子とのあいだの相違に似ている。ある組の関係は社会的に是認され、法的に承認され、そして多様な権利義務を生じさせている。別の組の関係は、不法(illicit)であり、法の承認をえていない。同じく、州は直系尊属と直系卑属を差別するために、生物学的社会的理由を要しない。これらの差別の選択のあるものは、非嫡出子を支配するルイジアナの原則にくらべ、おそらく、われわれの社会正義(social justice)の観念、または、死んでいくたいていの人が自己の財産を処分したいと願う方法の方と、より密接に関わりあっているといえよう。これらの選択のあるものは非嫡出子のルイジアナのカテゴリーに固有な選択よりも、さらに『合理的』(“rational”)であることもありえよう。しかし、ルイジアナ州内に、そこで死んでいく者によって残された財産の処分を規制する権能と同じく、家族生活(family life)を確立し、保護し、かつ強化するための原則を制定する権限は、合衆国の憲法および

ブルイジアナの州民によってその州の立法部に付託されている。特定の憲法上の保障が欠けるために、可能な複数の法律のなかから選択をすることは、当該立法部の任務であって当裁判所の終身官たる裁判官 (the life-tenured judges) の任務ではない。われわれは、ブルイジアナの政策が非嫡出子の財産上の権利の問題のために完全な解決策を提供しているとか、そのために望ましい解決策を提供しているとかさへも、いうことはできない。あるいは、そのために、われわれが用意したであろうようなものを提供しているということもできない。われわれは、また、ブルイジアナは、その州内に残された財産の分配についての法律を制定する権限をもっていないということもできない」。

〔Ⅲ〕「われわれは、本件はレヴィィのように、その州がかかる非嫡出子にたいして克服しがたい障壁 (insurmountable barrier) をつくりだしているところの事件ではないことを強調するものである。本件において、ブルイジアナが、この非嫡出子を父の相続から締め出してしまったことを示唆するものは、いささかもないのである。エズラ・ヴィンセントは、遺言書を作成するという単純な手続にしたがう労をいとわなかったならば、かれの財産の三分の一をその非嫡出の娘に残すことができた。かれは、むしろ、その母と婚姻することによってその子を準正することもできたのであり、そのばあいにはその子は無遺言相続によっても、遺言によってもその他の嫡出子と同様かれの財産を相続することができたのである。さいごに、かれは、かれの父性を認知するにあたって、単に、その幼ない娘を嫡出子 (legitimate children) としたいとかれの希望を述べることによって嫡出子と同じ条件において、ブルイジアナの無遺言相続法上の権利をかれの子に付与することができたのである」。

(2) 反対意見

以下に紹介する反対意見はブレナン裁判官が執筆したものであり、それにはダグラス、ホワイト、マーシャルの各裁判官が同意している。

「わたくしの見解によれば、ルイジアナの無遺言相続諸法は、それらが父によって公式に認知された非嫡出子を嫡出子と異別に処遇するかぎりにおいて、あきらかに第一四修正の平等保護条項に違反するものである。きよりの裁判所はこのことを有効に容認しており、その結論に達するために、非嫡出子の父母のみならず、不運な、罪のない子をも懲罰的に罰したところの過ぎ去った時代の支持できない、そして信ずるに足りぬものとなった道德的偏見 (moral prejudice) を維持するために、右に述べた非嫡出子を右の条項の保護から単純に締め出すというおどろくべき手段 (the startling measure) に訴えている。このような前提に基礎をおくものであるので、きよりの判決は、一定の原理の上に立った判決 (a principled decision) であると主張することさえできないものである。このことが、裁判所のことばを借りれば、『当裁判所の終身官たる裁判官』の個人的偏向に根ざした判決作成をこれまであれほど力強く非難してきた裁判官たちからでたことは、おどろくべきである」。

「要するに、裁判所は第一四修正の要件に関連して、認知された非嫡出子にたいするルイジアナの差別を分析することをしなかったし、あるいは、おそらく分析することを単に拒んでいる。」として、以下に述べるような観点から多数意見にたいして攻撃をくわえた。

「I」 「ふつう、当裁判所は、経済的規制のばあいであっても第一四修正の『平等保護条項』にもとづき、ある州の

制定法中のある差別には一定の『合理的基礎』(“reasonable basis”)があるかどうか、あるいは、その差別は不当(invidious)であるかどうかを調査する(inquire)ものである。そのような調査は、その州の規制する権限を問題としない。むしろ、その州が第一四修正によって禁止される不当な差別をおくことなく立法したかどうかについて、もっぱら焦点をしぼるのである。

不明瞭な諸理由のために、当裁判所は、本件において、ルイジアナが公式に認知された非嫡出子と嫡出子に付与している処遇上の差等について、ともかくなんらかの理由があるのかどうか、あるいは、いったいかなる基盤があるのか、考慮することを拒んでゐる。むしろ、当裁判所は単純につきのよう主張している。「前掲法廷意見〔II〕参照」しかし、相続法を通過させるといふルイジアナの権限についてだれも問題にしていなかったのである。たしかに、当裁判所は、第一四修正の平等保護条項は、諸州によって規制されうる諸事項には適用されないということとはできない——そのような異常な命題は、平等保護と適正手続条項にもとづく一世紀におよぶ憲法上の裁決を逆転させてしまうであろう。第一四修正によってその諸制限に服するのは、正しく州の行為(state action)なのである。何十年ものあいだ第一四修正の射程を確かめるために、『州の行為』概念のさまざまなニュアンスと取り組んできた当裁判所が、本件において、このばあい、州の行為は、それが州の行為であるという理由で、これらの制限から孤立させられていると判示することは、どうみても途方にくれることである」。

〔II〕「多数意見がルイジアナの無遺言相続法が死者の一定のクラスの親族を他のクラスのそれに優先させている点について述べている部分に関連して」「そのことはたしかに真実である。しかし、当裁判所は、このようなその他

の差別が、認知された非嫡出子にたいする差別の合理性とどのような関係にたつのか、どこにも示唆していない。そのことは、黒人の学童が、黒人と白人の生徒のための分離された洗面所に反対を主張することにたいして、その事態は、男子と女子のために分離された洗面所、または、小学校の児童と中学校の生徒のための分離された洗面所があるのとことならないと議論することによって応答することと幾分似ている。したがって、そこからは、「ルイジアナは同州が設ける差別のいずれにたいしても、なんら正当化の理由 (Justification) を必要としない」という結論がひきだせるようにみえる。「なお、その論理は第一四修正の平等保護と適正手続だけでなく、法の支配 (a rule of law) の観念そのものにたいして、まっこうから対抗するものである」。

〔Ⅲ〕 多数意見の結論をささえるもう一つの論拠は、「レヴィ事件との意図的な区別 (the purported distinction)」にあるようにみえる。そのことは、(1)レヴィ事件には、回復のための克服しがたい障壁 (insurmountable barrier) が存在したこと、(2)「克服しがたい障壁」にまで達しない差別は、これ以上分析する必要なしに許容しうる (permissible) こと、を意味するといえよう。しかし、(1)についていえば、不法行為による損害賠償請求事件であるレヴィ事件においては、母がその子を公式に認知していたら、子は回復を許されたであろうのであって、レヴィ事件は克服しがたい障壁をふくむケースとはいえない。(2)は論駁の必要のないほどのものである。「レヴィ事件は、非嫡出子にたいする差別の関係において、特定の (specifically) はっきりと反対の判示をしている。そして、当裁判所におけるその他の多くの事件は、あるクラスの人または事業にたいし、『単に』 (“merely”) 不利益をおよぼすかすかずの差別が、ある意味でより絶対的 (more absolute) である差別と同様、第一四修正の規定に服するという一般命題

を確立している」。

少数意見は、「最小限、差別にたいしてなんらかの合理的基礎 (rational basis) が存するか、あるいは、その差別行為 (classification) が、それから生じる諸結果と理解可能であり妥当ななんらかの関係 (any intelligible proper relationship) に立つものかどうかを決定するために、自分自身の分析をおこなわなければならない。」として、以下にその概要を説明するような少数意見自体の展開に入った。

[IV] 「その州の差別には生物学的基礎 (biological basis) が存しないことは確かである。ウィンセント氏の非嫡出の娘は、嫡出子がそうであったと正に同じように生物学的にかれと関わっている。じっさい、『生物学的・精神的意味における』 (Levy v. Louisiana, 391 U.S., at 72, 88 S. Ct., at 1511) 関わりの同一性、そして嫡出子と非嫡出子の両者とかれらの父とのあいだにおける同様の『親密な家族的關係』 (id., at 71, 88 S. C. at 1511) とは、両者が同じように扱われねばならないという上訴人の主張のための基盤そのものである」。

[V] 「ルイジアナは父の死後父性を決定するにあたって、複雑な立証の問題、および過誤 (error) と詐欺 (fraud) 両方の機会を排除するために、一定の方式 (formalities) を履践することを人々に要求することに関心をもっていると考えられうる。……父がその子を公式に認知したり、父性を宣言するための州によって認許されたなんらかの方式を履践したり、あるいは、父性についての裁判所の判決が存在していたばあいにおいては、立証の困難さはありえず、また、詐欺や過誤の機会も存しない。主張されたこのような「州の」利益は、公式に認知された子と嫡出子とのあいだの差別にたいする正当化の理由を提供することができないことは、疑う余地がない」。

〔VI〕「婚姻という方式は、第一次的に夫婦間の関係を意味するのであって親子間のそれを意味するのでないという事実を不明確にしないことも、また、重要である。したがって、婚姻という事実を基礎をおく諸義務を課するというなんらかの州の努力の合理性について分析するばあい、婚姻当事者間に生じる義務と、その他の者に生じる義務とに区別しなければならぬ。ハーラン裁判官によれば、かれは多数意見の同僚とは異なり、平等保護条項は非嫡出子にたいするルイジアナの差別を支持する正当な理由を要求していることを認め、かれはそれをこころみている。すなわち、かれは、ある州が男子にたいして、その妻と子について、その他の婦人およびかれが父であるかもしれないその他の子についてよりも、より大なる義務を課することは合理的であると論じる。いいかえれば、ルイジアナの下級裁判所と異なり、かれは、非嫡出子にたいするルイジアナの差別が、婚姻に入る者にたいして法定相続 (forced heirship) の負担のような特別の負担を課することによって婚姻を阻みたいという一つの州政策を反映していると信じている。いかにそうである可能性があるとしても、かれの議論がもつような強引さは、直接的に、その特性の欠如 (lack of specificity) に由来している。州が、夫婦にたいして、正式の婚姻関係に入らない人々には課せられない相互的義務を課するのは、つぎのような前提に根ざしている。すなわち、(1)婚姻は、婚姻身分によって課せられる諸義務から生じる利益を求める当事者にたいして、またはそのような当事者によって加えられるプレッシャーをつうじて推進されること、そして、(2)いづれにしても、選択は、完全に、関係者たる二人の個人のコントロールのうちにあることである。これらの要素は、われわれが子の親にたいする関係を考へるばあいに、完全に欠けているものである」。この点は、つぎに引用するように一九世紀初期にチャンセラー・ケントによって承認されたことであり、ハーランによって依拠さ

れたことである。

〔非嫡出子にたいする差別という〕コモン・ローの苛酷さを、あれほど多くの州がその法律によってこのように緩和したということは、かかる不幸なケースにおいて存在するところの親と子の関係は、その生来の、そして拘束力ある力において、親子という血族の通常の法的諸効果を生むべきであるという原理に根ざしている。〔2 J. Kent, Commentaries *213 (12th ed. O. Holmes 1873)〕

〔VII〕「無遺言相続法は、公的に認知された非嫡出子のためには用意をしないという親の一般的意図 (a general intent of parents) を実現することを求めたものかもしれない。しかしながら、わたくしが行なったルイジアナ法の要約が示すように、ルイジアナ民法典の主要な特徴の一つは、家族関係についての、その詳細かつ包括的な規制にある。非嫡出子にたいする相続 (inheritance and succession) にかんするその差別は、公的な州の政策 (official state policy) であって、そのような差別は、単に、死者のありうべき希望または同様の状況における多くの者の願望についての立法的判断 (a legislative judgment) を示しているものであるといういずれの議論をも、完全に否定するものである。州の下級裁判所の意見は、それ自身その可能性を排除している。ルイジアナの裁判所は、認知された非嫡出子に相続権を付与しないことは特定の州政策のゴールを推進するためにそうなっているとはっきりと述べている。すなわち、それは親の意思とは関係ないゴールなのである。最後に、非嫡出子の一般的な制定法上のとりあつかいを全体としてながめると、特に、狭い範囲の父だけがその子を宣言によって嫡出化することができ、そして認知されず『姦生子』たる非嫡出子は遺言によっても相続することを禁じられているという諸事実をながめると、ルイジ

アナの差別は州の政策を反映するのであって、個人の希望に効果を付与する助けをすることろみを示すものではないと結論づけざるをえない、とわたくしは考える。

ルイジアナ法が、親の意思についての立法的判断に基礎づけられていると読まれうるとしたばあいでは非嫡出子にたいする現行の差別は有効でありえない。ある差別を、それが同様な状況における多くの者の希望についての立法的判断を反映しているという理由で正当化するためには、その立法上の差別行為が一般的にみてそのような者たちの希望や意思を反映していると認定するためのおよそ合理的な基礎が存しなければならぬ。……じっさい、州の下級裁判所は、『非嫡出子に相続権を拒否することは、婚姻と子の嫡出化を奨励するものと合理的にみられう。』(229 So. 2d, at 452) という理由にもとづいて、その差別を正当化した。そのような拒否は、父が通常その財産を非嫡出子に残すことを希望するばあいにのみ、婚姻を奨励することができる。さもなければ、相続権を付与しないことが婚姻を奨励するためのサンクションとして作用することはないであらう。

さらにいえば、論理と共通の経験とは、また、公的に非嫡出子を認知した父が、ふつうには、その子の相続権を奪うことを意図しない、であらうことを示唆している。婚姻外で子をませたと公的に宣言する男子は、公的にその子をかれ自身のものと主張したのである。かれは公的な宣言をするという公然たる不名誉またはその他もろもろの制裁をうける危険をおかした。通常かれは、その子の相続権を奪い、死にさいしてかれ自身の子に寄与することを拒むことによって、さらにかれの評判に傷をつけたいであらうということにならないことは確かである。国連の研究報告書、イギリスの研究委員会、提案された統一検認法典、およびこの国の多くの法律文献をふくめ、われわれにたいして引

用されたすべての著作はまさに「反対の結論を示唆している。なお、ルイジアナは非嫡出子にたいし、嫡出子の権利と等しくその母を相続する権利を否定する唯一の州であり、また、非嫡出子がその父を相続することができないむねを制定法によって明文をもって規定しているたった四州のうちの一州である。二〇州の立法者たちは、認知された非嫡出子がその父を等しく相続することを制定法によって許している。三州は、認知とかわりなく、父を相続する平等の権利を付与している。その他の二三州の立法者はその問題について沈黙している」。

〔Ⅷ〕「当裁判所は、どこにおいても、本件の核心となる現実 (Central reality) について述べていない。ルイジアナは、非嫡出子を、その両親の非行 (misdeds) のゆえに罰している。ルイジアナ第三巡回控訴裁判所の裁判官たち——かれらの判決を本法廷は審査しているのであるが——は、『罪のない子をその両親の誤ちのゆえに罪することは、いかに不公正であろうとも』(229 So. 2d, at 452) 現行の差別を是認した。この国において、ある者がみずからいかなるコントロールももたなかった諸要因を根拠に法的不利益をうけるといふことは、まぎれもなく異例な (unusual) ことである。……州の下級裁判所は、その子の処罰がその両親にたいして婚姻することを奨励するであろうという理由にもとづいて、はつきりとその制定法を是認した。そのことが州の目的であるとしたり、その目的は、その行動にたいして州が影響を与えたいと願う親に焦点を集めることによって、なおいっそう直接的に達成されうることは明らかである。婚姻の決定の重大性とその性格を前提とすれば、非嫡出子から相続権を奪うことは、その州の差別行為から『生じる諸結果と理解可能であり妥当な関係に立つものでない』と判示されなければならない、とわたくしは考えらる。』

「わたくしの判断によれば、現在考慮されているレイジアナの制定法が採択された一八二五年にひろくいきわたっていた道徳上の偏見 (a moral prejudice) のみが、非嫡出子にたいするレイジアナの差別を支持することができるのである。わたくしは、レイジアナが認知された非嫡出子と嫡出子とのあいだに設けた差別を正当化するための合理的基礎を見出すことができないので、その差別は明らかに不当なものである」。

三 レヴィ判決とグローナ判決について

一 レヴィ事件と判決

(1) 事実と事件の経過

ルイズ・レヴィの五人の非嫡出子は不法行為による母の死亡を理由として、母の診療をおこなった医師と保険会社にたいして二種類の損害賠償を請求した。それは、母を失ったことを理由としてかれらがこうむった損害の賠償、ならびに、母が死亡時に苦痛を理由として有していた残存 (survival) に基礎をおいた損害賠償、であった。ルイズは子どもたちを養うために家事使用人として働き、かれらを日曜ごとに教会に連れてゆき、また自分の費用で学校に入れていた。子どもたちはかの女に養育されていた。^(§) その非嫡出子たちの主張は、非嫡出子という身分のゆえのみをもってかかる権利を拒むことはレイジアナ憲法 (La. Const. art. 1, § 2) および合衆国憲法 (U. S. Const. 5th & 14th Amendments) にもとづく適正手続と法の下での平等の拒絶である。そして、また、その権利の拒絶は人々の一般的な健康、道徳または福祉と真実の、または実質的關係をもたないというものであった。

第一審裁判所 (Civil District Court for the Parish of Orleans) は原告の請求を棄却した。

ルイジアナ控訴裁判所 (Court of Appeal of Louisiana, Fourth Circuit) の判決はつぎのとおりであった。

「[I] 非嫡出子にたいし回復する権利を拒否することは現実にモラルと一般的福祉に根ざしている。なぜなら、そうすることは婚姻外で子を生むことを阻止するからである。

[II] 不法行為にもとづく死亡を理由とする訴訟は、ルイジアナにおいては、ルイジアナ改正民法典 (Revised Civil Code of Louisiana) 第二三二五条にみられ、純粹に制定法上のものである。

[III] われわれの判例によれば、『子』とは嫡出子を意味すること、および、不法行為による親の死亡を理由とする回復が非嫡出子と推定上の子 (putative children) のいずれにたいしても否定されるということは、十分に確立している。

[IV] 非嫡出子が扶養について死亡した親に依存していたということは相違を生まない。

[V] 単なる承認 (mere acknowledgment) は嫡出性の欠落を治癒する役にはたかないものである。

[VI] 非嫡出子に回復請求権を拒否することのなかには、民族、体色または信条に基礎をおいた差別がないのであるから、われわれは違憲性の主張を支持する基盤をみいだすことができず、また、そのような効果を生ずるわれわれの裁判所の判例をみいだすことができない」。

以上の理由によって原判決が確認された (192 So. 2d 193)。ルイジアナ最高裁は法律適用の誤謬がないという理由でサーシオレーライを拒否した (250 La 25, 193 So. 2d 530)。

(2) 連邦最高裁判所の判決

連邦最高裁に係属したレヴィ事件は、六対三の多数意見によって破棄差戻となった。

ダグラス裁判官による法廷意見は、まずつぎのような前提から説きはじめた。すなわち、「[I] われわれは、非嫡出子は『非人』(“nonpersons”) でないという前提から出発する。かれらは人間であり、生きており、そして、みずからの存在を有している。かれらは、明らかに第一四修正の平等保護条項の意義に該当する『人』(“persons”) である」。

つづけてつぎのような判示を展開していった。

「[II] 州は、差別をするようになるばあい広範な権限を有する (Ferguson v. Skrupa, 372 U.S. 726, 732) が、他方で州はある特定のクラスにたいして不当な差別となる一線を引くことはできない。(Skinner v. Oklahoma, 316 U.S. 535, 541-542 参照) そのテストはいろいろにいわれてきているが、最後に帰着するところは、引かれたその線が合理的な (rational) ものであるかどうかという点である。(Morey v. Doud, 354 U.S. 457, 465-466)

「[III] 平等保護条項を社会・経済立法に適用するにあたっては、われわれは、立法部にたいして差別をすることのうきに大きな自由を許している (Williamson v. Lee Optical Co. 348 U.S. 483, 489; Morey v. Doud, Supra, at 465-466)。そうであるとしても、一定の目的のために、平等保護条項の意義に該当する『人』であるある法人 (Pembina Mining Co. v. Pennsylvania, 125 U.S. 181, 188) が、その権利にたいして加えられた不法行為を理由とする回復請求を、その法人の設立者が全員私生子であるというこのために、さしひかえることを要求されるであら

うか。そのことはそうであるかもしれないとしても、われわれは、それが基本的市民権 (Basic civil rights) に及ばないのは、極度に敏感であったのみあり (Skinner v. Oklahoma, supra, at 541; Harper v. Virginia Board of Elections, 383 U. S. 663, 669-670)、『そして、ある不当な差別が、その側に歴史と伝統をもつばあつてやえも、それを打ちのめすことにはあつてはなかつた (Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483; Harper v. Virginia Board of Elections, supra, at 669)。本件において主張された諸権利は、子とその子自身の母とのあいだの親密な、家族的関係 (intimate, familial relationship) をふくんでいる。母を失ったことを理由とする子の損害賠償の請求が争点となるばあい、不法行為者は、『平等保護』の観点からして、なぜ、その子が非嫡出であるという理由だけのために解放されるべきであるのか。非嫡出子は、なぜ、かれが婚姻外で生まれたという理由だけのために諸権利を否定されるべきであるのか。かれは、もろもろの租税の納入および選抜徴兵法にもとづく徴兵をふくめ、確かに市民のいっさいの義務にしがっている。われわれの憲法体制のもとで、いかにして、かれは、その他の市民が享受する諸権利に相当する権利を否定されることができるとか。

〔V〕 生まれが嫡出であるか非嫡出であるかは、母に加えられた不法行為の性格と関係のないことである。本件の子たちは非嫡出であってもその母に扶養されていた。母はかれらの世話をし、かれらを養育した。子どもたちは生物学的意味においても精神的意味においても (in the biological and in the spiritual sense) じつさいかの女のものであった。子どもたちは、かの女の死亡によって、被扶養者ならだれでもがそうであろうような意味において、不法行為を経験した」。

そして、最後に、「リア王」の第一幕第二場におけるエドマンズのせりふを引用しつつ、つぎのように結んだ。

「われわれは、その子どもたちの行為、行動または振舞が母にたいして加えられた侵害とおそらくは無関係である
ばあいに、その者たちを差別することは不当であるという結論を下すものである」。

二 グローナ事件と判決

(1) 事実と事件の経過

テキサスにドミシルを有する原告(女)は、一九六四年九月ニュー・オーリンズでおこった自動車事故によりかの女の非嫡出子が死亡したことを理由としてルイジアナ東部地区連邦地方裁判所 (U. S. District Court for the Eastern District of Louisiana) に保険会社を相手方とする回復訴訟を提起した。原告は、ルイジアナ法のもとで、母が非嫡出子の死亡を理由とする訴権をもたないことを認めた。しかし、ルイジアナ民法典第二三一五条をそのように制限して解釈することは合衆国憲法第一四修正に違反すると主張した。第一審判決は、原告の子は原告によって非公式に承認されていたとはいえず、非嫡出子なのであり、それゆえ、原告はその子の死亡を原因とする訴権をもたないと判示した。第二審裁判所 (U. S. Court of Appeals for the Fifth Circuit) は平等保護条項違反を主張する原告にたいして、つぎのように判決した。

「第一四修正は、諸州にたいして差別行為を禁じるものではなく、ただ不合理な基盤にもとづく差別行為を禁じているにすぎないという結論にたいして、当裁判所は疑いをもたない。ルイジアナの諸裁判所によって加えられた本件の差別行為は、不合理であるといわれえないものである」。(379 F. 2d 545, 546)

(2) 連邦最高裁判所の判決

連邦最高裁ではレヴィと同じく六対三で原判決がくつがえされ、上告人が勝訴した。これまたダグラス裁判官による法廷意見はつぎのとおりであった。

「血縁上の母 (natural mother) がその非嫡出子の不法行為による死亡を理由として回復することを許されるとしたら非嫡出性という根拠が役立つであろう (the cause of illegitimacy will be served) という推量を支持することに合理的基礎 (Morey v. Doud, 354 U. S. 457, 465-466) があるであろうと、われわれは思わない。じつさい、婦人が、非嫡出子の死亡による損害賠償において補償をうけることができることを目的として非嫡出子を生むと推量することは無茶であろう。自動車事故の分野で非嫡出子にたいする一種の解禁期 (an open season) を設ける法律は、不法行為者にたいして意外な恵与 (windfall) をするものである。しかし、その法律は『罪』 ("sin") と偶然的関係をめつたにもつものではない。そして、その『罪』が能力の欠缺 (disability) をつくりだした歴史的理由であると、われわれはきかされている。平等保護のテストは生物学的関係でなく『法的』 ("legal") な関係であるべきであるということは、問題を避けることである。なぜなら、平等保護条項は、州が、みずから選ぶ『法的』線を引くという権限を制限するものであることもろんだからである。

この種の訴訟にたいして裁判所の門戸をひらくということは、ある者にとっては、母たることを詐欺的に主張する誘因であると考えられるかもしれない。しかしながら、その問題は立証責任にかかわっている。原告が母であることが明らかなばあいに、州が、不法に殺された子が婚姻外でその母から生まれたという理由だけのために救済を拒むと

したら、その州は法律上の平等保護を否認するものである」。

三 兩判決の反対意見

反対意見は、ハーラン裁判官によって、レヴィとグローナの二事件にたいして共通する一つの意見にまとめられ、グローナの法廷意見のあとに掲げられている。その反対意見にたいしては、ブラックとステュアートの二裁判官が賛同している。

少数意見は、まず、「これらの事件における問題は、ルイジアナが、回復することのできる人々のクラスを限定した方法が、憲法上許容しうるものであるかどうかということである。当裁判所は、非理性的力 (brute force) としかいえないようなプロセスによってこの問題にたいして否定的答えに到達した。」と、法廷意見に反対する。そして、「不法行為による死亡を理由とする回復がどこでも、なぜ制定法上の記述をまたなければならぬかという一つの重大な理由は、人が他人の生命にたいして有する権利は本来処理しにくいものだからである。」ということを前提として、つぎのような意見を展開する。

「要するに、ルイジアナの不法行為による死亡の制定法の全制度——それは、この点においてその他多くの州の制度と同様なのだが——は、愛情 (affection) と養育 (nurture) と被扶養状態 (dependence) にかんして当裁判所が述べるあらゆることを、ことごとく無関係なものとするのである。なんらかの事件において唯一の問題は、原告が他の者の死亡を理由とする訴権を州によって付与された人のクラスに属するかどうかということなのである。」

ルイジアナは、その他多くの州がなんらかの点においてそうしたように、これらのしかるべき原告のクラスを、死者との生物学的関係よりも法的関係において限定することを選択した。人は、愛していたか否かを問わずその妻の死亡を理由として回復することができるが、愛人の死亡を理由として回復することはできない。子は養親の死亡を理由として回復することができる。非嫡出子は、かれを公式に認知するために数時間を費した親の不法行為による死亡を理由として回復することができるが、しかし、かれが自分の親であると主張するが、その者の認知をうけていない者の死亡を理由としてはそうすることはできない。親は、かれが認知した非嫡出子の死亡を理由として回復することができるが、不法行為による回復請求の可能性が生じたときまでに認知するてまをかけた非嫡出子の死亡を理由としては、そうすることができない。

……本件の争点である諸権利は家族関係 (family relationship) の存在から発生しており、州は、婚姻の方式 (formalities)、または問題となっている親による子の認知の方式が遵守されたのでなければ、その家族関係を認めないであろうことを決定しているにすぎないのである。

この決定には明白な正当事由が存在する。いっしょに暮らすことを選ぶ人々は婚姻の方式を履践すべきであり、そして、それが欠けるばあいには、子を生む人々はその子を認知すべきであると州が規定する権限を有することが、わたくしがそうだと解するように、認められるとしたら、家族関係に依拠する一般的クラスの権利 (general class of rights) は、そのような関係の血縁 (biology) が存することの他に右の方式が存するばあいかぎり、付与されるものと宣言することによって、これらの要件を強行することが論理にかなっている。さらに、また、州が第一に方式

を要求する権限を与えられているのと同じ多くの理由のために、州は立証の競技 (contest of proof) よりも公式の用紙 (formal papers) に頼ることによって、個々の手続を簡單化することを選ぶことができる。不法行為による死亡を理由とする訴訟、無遺言者の相続人を決定するための訴訟およびそれに類するものが、本案審理において生物学上の父性または母性のあらゆる主張を、憲法上の問題として取り扱わねばならないということは、はなはだ奇妙な命題である」。

「反対意見は最後につぎのように述べた。「連邦議会と諸州が引いた線にのっとって改善するという当裁判所の権限は、仮りに、わたくしがそうであると思うよりもずっと広いとしても、ある州が不法行為による死亡を理由として回復する権利を家族関係の上に基礎づけるばあい、その州がなぜそのような関係の正式化されるべきことを要求することができないのか、わたくしはその理由を理解することができない」。

四 兩判決にたいする評価

右の二判決は、評釈者たちによってつぎのような評価をうけた。

ある者は、「レヴィとグローナとは、非嫡出性のゆえにこうむっていた主要な法的不利益のすべてが成功裡にチャレンジされるための基盤を提供するもの」⁽⁹⁾だと解し、「州は、非嫡出性に基礎をおいた差別行為と正当な州の目的とのあいだの合理的関係を示すことをこころみる加重された責任をはたすであろう」⁽¹⁰⁾ことを確立したものとみた。他の者は、また、「レヴィは不法行為にもとづく死亡の諸目的のために『子』と考えられることを要求するだけでなく、

その他の目的のためにも同じように『子』と考えられることを要求するようにみえる。⁽¹¹⁾と述べた。これに類することをつぎのようにいうものもある。すなわち、「筆者の意見は、レヴィとグローナの終局的効果は、家族的存在に基礎をおいたすべての実質的法的権利にかんして、嫡出子と非嫡出子の平等を承認するであろうというものである⁽¹²⁾」。さらに、これらのことは、結局、「出生による非嫡出性は、かかる系統〔＝疑わしい差別〕のもとで一つの候補となる見込みがある⁽¹³⁾。」とか、あるいは、「レヴィ判決は、非嫡出性を本来疑わしい性格のもの (inherently suspect trait) のリストのうちに加えたようにみえる⁽¹⁴⁾。」ということにもつながる。クラウス教授も、また、「ダグラス裁判官は、その子の主張を、『子とかれ自身の母とのあいだの密接な家族的關係』をふくむものとして、したがって、不法行為者にたいする金銭上の請求を、単なる経済的利益 (mere economic interest) としてみるといふよりは、むしろ、『基本的権利と自由』 (“fundamental right and liberty”) または『人の基本的市民権』 (“basic civil right of man”) に関係させて語っている⁽¹⁵⁾」ことを強調した。そして、かれによれば、非嫡出性のクライテリオンのおにぎずかれた立法上の差別は、「州立法に通常附着する合憲性の推定がくつがえされることについて、その差別が、『圧倒的な政府の利益』 (“compelling governmental interest”) を増進するために必要であるばあい⁽¹⁵⁾にのみ有効であろうところの種類の差別なのである。」⁽¹⁵⁾ということになる。

このように、評釈者たちは総じて楽観的であった。そのような姿勢をみせた重大な根拠について、クラウス教授はつぎのように説明している。「これらの事件〔＝レヴィとグローナ〕は、表面十分無害であるようにみえる。そして、そのかぎりではほとんど興奮させるものではない。じっさい、非嫡出子と母とのあいだの關係がその事件の唯一の意

義であったとしたなら、その事件は重要ではなからう。なぜなら、ほとんどすべての州において、こんにちこの関係は嫡出子と母とのあいだの関係と同一だからである。しかしながら、レヴィによって提起された真に重大な問題は、州および連邦法によってなお課せられている父と非嫡出子とのあいだの関係における多様な差別が、憲法上の攻撃に服するかどうか、そしてどの程度服するかということである⁽¹⁶⁾。判決文には、楽観説を支持するに足るような broad ない方をしてゐる箇所のみられることはたしかである。「非嫡出子は『非人』ではない。かれはあきらかに第一四修正の平等保護条項の意味に該当する『人』である」。「われわれの憲法体制のもとで、いかにして、かれはその他の市民が享受する諸権利に相当するそれらを否定されることができるか」。あるいは、「その子どもたちの行為、行動または振舞が母にたいして加えられた侵害とおそらくは無関係であるばあいに、その者たちを差別することは不当である」というのがそれであるといえよう。

ところで、わたくしは、レヴィとグローナの二判決が確立したことを、事件の事実関係に立脚しつつ整理してみると、つぎのようになりはしないかと考へる。

(I) 平等保護条項を基礎にして、非嫡出子は母の不法行為による死亡を理由として回復することができ、母は非嫡出子の不法行為による死亡を理由として回復することができる。

(II) 非嫡出性に基礎をおく差別と正当な州の目的とのあいだには合理的な関係がなければならぬ。少なくともレヴィの関係においては、不法行為にもとづく死亡を原因とする回復請求権が基本的市民権 (basic civil right) であると判断されたことは明らかであろう。となると、右の関係を立証する重い責任は、不法行為にもとづく死亡を理

由とする訴訟にかんするかぎりでは、州がこれを負うことになる。⁽¹⁷⁾

(Ⅲ) 非嫡出子の母たることを詐欺的に主張するものがあらわれるであろうとか、その他立証上の困難にかんする問題は「立証責任にかかわっている」のであって、そのような懸念が実体的権利そのものを奪うことを正当化するという主張は採用しない。

(Ⅳ) 非嫡出子の母にたいする不法行為法上の差別は、さもないと非嫡出子の出生を促進するからという一般予防政策に根拠があることもまた「無茶」であって採用しえない。

(Ⅴ) 「平等保護のテストは生物学的関係であって『法的』('legal')な関係であるべきである」ということは、問題を避けることである。なぜなら、平等保護条項は、州が、みずから選ぶ『法的』線を引くという権限を制限するものであることもろんだからである」。

四 レヴィ・グローナ判決以後における州判決の動向

レヴィの原則が非嫡出父子関係にも適用があるかどうか、また非嫡出子が母の不法行為による死亡を理由として回復することのできる権利を認めることは、扶養をうける権利にたいしてどのように作用するか、さらに無遺言相続関係についてまで拡大されてよいのか、という問題が生じてこよう。そして多くの評釈者たちやクラウス教授は、レヴィ判決が画期的判決でありながら不明確な点を多々将来に残したことを遺憾としつつも、右の諸問題にたいして先に引用したとおり、いちはやく肯定的見解を表明したのであった。では、レヴィ以後の諸州の裁判所は、連邦最高裁によ

って未回答のままにされた右のような問題に直面して、どのような態度を採ったのか、以下にみておくことにしよう。

一 不法行為による死亡をめぐる事件

〔第一例〕 *Krantz v. Harris*, 40 Wis. 2d 709, 162 N. W. 2d 628 (Wis. Sup. Ct. Nov. 26, 1968)

原告（上訴人）たる非嫡出子は父が被告の不法行為によって死亡したとき、その婚約者の胎内にあり、その父の正
式の認知をうけることがなかった。

〔判旨〕 本件の非嫡出子は、ウィスコンシン州最高裁により、つぎの理由にもとづきその父の死亡を理由として回復する権利を認められなかった。まず、ウィスコンシンの不法行為法 (W. S. A. Sec. 895.04) が回復請求権者の資格を無遺言相続法にもとづく相続権者と関連させて決定していることを知らなければならぬ (Sec. 895.04 (2))。その結果、非嫡出子は、父性が二三七、〇六条 [Wisconsin Statutes] にしたがって立証されるか、または婚姻によって準正されるばあいにかぎり、その推定上の父 (putative father) の不法行為による死亡を理由として回復することができぬ。上訴人（非嫡出子）は、かれが二三七、〇六条によって要求される立証責任をはたすことができぬことを認めている。二三七、〇六条とはつぎのとおりである。「婚姻外に生まれたあらゆる子は、資格ある証人の面前で署名した書面により自らその子の父であることを承認した者、または、五二、二二乃至五二、四五条の諸規定にもとづきその子の父であると判決された者、または、公開の法廷においてその子の父であると認める (admit) 者、の相続人とされるものとし、また、すべてのばあいにおいて、その母の相続人とされるものとする。なお、右の子は、右の父または母の遺産を、その子が適法な婚姻中生まれたばあいと同様の態様において、全部または一部相続

するものとする。〔後略〕

〔評註〕 ウィスコンシンは、父性が正式に立証されていたなら非嫡出子にも相続することを許すというように、相続法としてはむしろ進歩的な法律をもっている。それについて、不法行為法は、無遺言相続のばあいと区別することなく父性の正式の立証の有無にかかわらず請求権者の資格を規定している。本件において州最高裁は、不法行為と相続との異同について考究することなく、さらに六ヵ月前のレヴィ判決にたいして一顧も与えなかった。言及することさえもなかった。ここでは、平等保護という憲法上の問題が意識されなかったかのごとくである。

〔第二例〕 *Levy v. Louisiana*, 253 La. 73, 216 So. 2d 818 (La. Sup. Ct, Dec. 16, 1968)

一九六八年五月二〇日の連邦最高裁判決によってレヴィ事件はルイジアナ最高裁に破棄差戻となった。

〔判旨〕 同州最高裁は、まず、連邦最高裁の多数意見の推論と結論に全面的に反対であり、ハーラン裁判官の反対意見に賛成であることを明言した。しかし、連邦最高裁が下した解釈に一致することがかれらの義務であることを認めないわけにはゆかない。かれらの理解による連邦最高裁判決の解釈はつぎのとおりであった。「合衆国最高裁は、本件における申立において主張されたように、親が、非嫡出子をかれまたはかの女の子であると公然かつ公的に承認し、受容し(accepts)、なお、その子がその親の扶養をうけているばあいには、そのような非嫡出子は民法典第二三二―二五条にいう『子』であると判示している」。そして、同事件は、そこに表明された見解と矛盾せず、また連邦最高裁の判決にしたがって審理されるべく、さらに第一審裁判所(Civil District Court for the Parish of Orleans)に差戻した。〔評註〕 このように、ルイジアナ州最高裁は、連邦最高裁が述べた養育・扶養関係にもっとも強い印象をうけたも

のであろうか、その点を少なくとも重要な事実と解したもようである。そして、レヴィの原理が、母子関係におけると同様父子関係にも適用があるかどうかについては、右に引用した一文だけをもって積極に解し、これ以上には論じていない。当審判決は「おそらく偶然的に (by accident)」そうだったのであろうとみる者もある (Petrillo, F. Charles, 75 Dickinson L. Rev. 377 at 383 (1971))。グレイ||ルドヴスキーはそのような限定は合憲的でないとして、つぎのようにその理由を挙げている。①正式の認知であれ、また、新たな要件と解された非公式の承認であれ、子はおよそいかなる種類の承認にたいしてもみずからコントロールを及ぼしえないことは同様だからである。②立法者は回復請求権を死者の現実の扶養をうけていた者に制限することはできる。しかし、出生による身分を、被扶養状態の間接的テストとして用いることはできない。それは、overinclusive であり、underinclusive でもある。嫡出子は現実の扶養状態を立証することなく権利を享受できるのであるから、非嫡出子もそうする必要があってはならない。

〔第三例〕 Schmolli v. Creecy, 104 N. J. Super. 126, 249 A. 2d 3 (N. J. Super. Ct. App. Div., Jan. 10, 1969)

五人の非嫡出子の父は、ケンタッキーに法律上の妻と二名の嫡出子を残り、一九五六年ニュー・ジャージーに移り住んだ。かれはそこで別の婦人と夫婦と称していっしょに暮らし、五人の子をもった。かれらは、父が被告の自動車事故により死亡したときもその父の世帯 (household) のメンバーとして扶養されていた。そこで、父の遺産管理人である原告は、被告にたいし、死亡法 (Death Act, N. J. S. 2A : 31-1 et seq., N. J. S. A.) にもどべき父の死亡により「かれらの扶養を不当に奪われたことを理由に」訴訟を提起した。原告は、その権利を否定されることは合衆国憲法第一四修正の適正手続および平等保護条項、ならびにニュー・ジャージー州憲法(一九四七年)一条一節および五

節に反すると主張した。連邦憲法の側面については、レヴィ事件を援用した。上級裁判所普通法部 (Superior Court, Law Division) は原告の請求を棄却し、当審判決は上級裁判所上訴部 (Appellate Division) によるものである。

〔判旨〕 裁判所は、レヴィ事件の影響を考慮するにあたって基本的なことは、ルイジアナとニュー・ジャージーでは不法行為の訴提起権者の規定に重大な相違があることであるという。

「原告がかれの準備書面のなかで述べているように、本件は財産の相続をあつかうものではないが、しかし、死亡者の人的財産を相続することができる者だけがその回復のなんらかの持分にたいする資格を有する (N. J. S. 2A: 31-4, N. J. S. A.) のであるから、そのような相続をあつかう法が参照されねばならない」。

それでは、ニュー・ジャージーの無遺言相続法において非嫡出子はどのような地位をえているのであろうか。コメント・ローの原則は、制定法上非嫡出子が母および母方の親族を相続し、かれらも非嫡出子およびその直系卑属を相続することができるように変更された。非嫡出父子間について類似の規定が採択されることはなかった。非嫡出父子間に相続関係が発生するのは、非嫡出子の父母の婚姻、認知および子としての処遇という要件が充足されたばかりに過ぎられる (N. J. S. 3A: 47, N. J. S. A.)。したがって、非嫡出子は無遺言相続によって父から取得することができないために、かれは、不法行為者に責任があると申し立てられている者の死亡が母ではなく父であるべきである (N. J. S. 2A: 31-4, N. J. S. A. にあつて) 不法行為による死亡を原因とする訴訟を維持することを妨げられるのである。本件は、このかぎりでは、「第一例」と同趣旨である。しかし、さらにすすめて前掲制定法三A編四―七条中に非嫡出父子間の無遺言相続を許す規定をふくまないことが、恣意的な差別行為 (arbitrary classification) または不当な差

別 (invidious distinction) であるかどうかについて、つぎのように判断している。「特定の婦人がその子の母であることは多くのばあい、立証することのきわめて困難な事実であるのではない。子は母とともにどまり、かの女によって養育される。いっばんに父についてはその反対である。これらすべてのことを別にして、もし婦人が貞節でないならば、かの女は自分の懐胎と自分の生んだ子について責任のある者がたしかにだれなのか確信できないという考慮事項もまた存在するのである。したがって、その立法部が引いた線は合理的なものである」。原判決は確認された。

〔第四例〕 *Schnoll v. Creecy*, 54 N. J. 194, 254 A. 2d 525 (N. J. Sup. Ct, June 26 1969).

〔第三例〕 の上告審判決。

〔判旨〕 首席裁判官他六名による裁判所の意見はつぎのようなものであった。

「われわれは、不法行為にもとづく死亡にかんする制定法についての上訴部 (Appellate Division) のよみ方に同意するが、しかし、そのようによまれたその制定法がレヴィとグローナにおいて解釈された平等保護条項と矛盾しないということには、同意することができない」。

この結論をみちびくに当っては予想される反対論に論究した。反対論の論拠は、一つは、「われわれの死亡にかんする法律は遺産の分配をあつかう法律に関連させており、レヴィとグローナは、そのトピックに関わっていない」、他は、「それらの事件は非嫡出子とその母との関係だけをとりあつかっている」というものである。

第一の論拠についてはつぎのように論じる。「不法行為にもとづく死亡にかんする法律と相統にかんする法律ではむろん違いがある。不法行為にもとづく死亡にかんする法律自体は、だれが権利を有するものとするかを決定し、死者

はそのことについて発言しない。それに反して、相続法は自己の希望を表明しない死者の推定される意思 (presumed intention) 以上のものを具体化していない。したがって、われわれの相続法は、嫡出子と非嫡出子のあいだに差別を生むものでなく、自分自身で合憲的にその線を引きことができ、そして、遺言によって別段の指示をすることを省くことによって、その制定法の見解におそらくは同意する個々人の蓋然的意思 (the probable intent) を反映するだけであると主張されよう。そのばあい、また、少なくとも男子の無遺言死亡者のばあい、にせの主張者があらわれおそれがある。それは回復の額が立証された金銭上の損害に精密に依拠するであろう不法行為による死亡を原因とする訴訟におけるよりも、遺産のばあいにおける方がより重大な (formidable) 問題である。

ある裁判所は、『レ・ヴィの推論』が、非嫡出子は嫡出子の遺産について、かれの母の嫡出子とわけ合うことを許されねばならないという結論を要求することを認定した (In re Estate of Jensen, 162 N. W. 2d 861)。われわれは、レ・ヴィとグローナからして、その二つの事件の命題が、無遺言死亡者の財産、とくに推定上の父 (putative father) のその分配をも含むであろうかどうかを述べることは不可能であると認定する。しかし、われわれはその問題にふみこむ必要はない。なぜなら、立法部は、不法行為にもとづく死亡にかんする法律による権利者 (beneficiaries) を決定することを遺産分配にかんする法律 (statute of distribution) に付託したのであるが、権利者たちは遺産分配にかんする法律にもとづいてでなく、不法行為にもとづく死亡にかんする法律にもとづき、かつその法律によって取得するからである。不法行為による死亡にかんする法律にもとづく回復は、死者の遺産の一部を構成しないということとはながらく確立してきている。「先例省略」収益 (proceeds) が権利者の手に渡るのは、不法行為による死亡にかん

する法律がそのように規定しているからであり、また、死亡をめぐる訴訟 (death action) の収益は、死者自身の遺産と異なり、かれの最終の意思と遺言を考慮することなく、そのように分配される。

こうして、われわれの前にある事件は、嫡出子だけが親の無遺言死亡による財産を取得することができる」と立法部はいうことができるかどうかという問題をふくまない。不法行為による死亡にかんする法律は大いに異なるものをふくむ。その法律は、定められた親族にたいし、死者の死亡のゆえに『生じた金銭上の侵害』(“the pecuniary injuries resulting”) のための救済方法を用意する。そこで、問題は、嫡出子のために救済方法を用意し、同様の救済方法を正しく同じ不法行為上の侵害をこうむった非嫡出子に否定することが恣意的であるかどうかである」。

反対論の第二の論拠については、レヴィ事件の判決文を引用したあとで、つぎのようにいう。「われわれがいま引用した箇所は母子について語っているが、その基盤にある原理 (the underlying principle) は、子が親の不法行為による死亡によって不法行為上の侵害をこうむったばあい、子の嫡出非嫡出は不法行為者の責任と無関係であり、そして、そのゆえに、嫡出子には救済を与え、非嫡出子にはそれをさしひかえることは不当 (invidious) である。その命題のもとで、親が母であるか父であるかは論理的に重要でありえない (it can be of no logical moment)。

したがって、レヴィとグローナの原理は、非嫡出子にたいする侵害の態様が父の死亡であるばあいにも等しく適用されなければならない。……

われわれの州では、父は、制定法 [R. S. 9: 16-2, N. J. S. A.] によって非嫡出子の扶養について母と等しく責任を負っている。「先例省略」こうして、本件の非嫡出子は、法においても事実においても、その血縁上の父 (natural father) の

被扶養者であった。非嫡出子がこうむった損害は、かれらが婚姻中にその父に生まれたならかれらのものとなったであろう損害と区別できない。かれらにたいし、嫡出子があづかりうる救済を拒むならばそれは平等保護の否定となろう」。

〔評註〕 右の判決は、ニュー・ジャージイの不法行為法が請求権利者の資格についてだけ相続法を援用していることを強調する。そして、そもそも不法行為法をめぐる問題と相続のそれとの論理的現実的ちがいに着目する。前者についてだけ非嫡出父子間にも権利義務の発生をみとめ、そのことはレヴィとグローナに当然ふくまれる原理である。とみて、原審と異なる結論をみちびいた。後者について、とくに非嫡出父子にかんしレヴィとグローナがなんらかの原則を定立したかどうか、その点の見解を明らかにしていない。

〔第五例〕 *In re Estate of Ortiz*, 60 Misc. 2d 756, 303 N. Y. S. 2d 806 (Sur. Ct. King's County, Aug. 15, 1969)

本件においては、推定上の父の不法行為による死亡を理由とする訴訟において回復された損害賠償金にたいして、その父の死亡により金銭的損害をこうむった非嫡出子が持分権 (right to share) を有するかどうかが争点となった。ニュー・ヨーク州法によれば、右の損害賠償金は死者の遺産分与にあずかる者 (distributees) のためだけのものであり、徴収されると、右の者がこうむった金銭的損害に応じて、「遺産、権能および信託法」(EPTL) 四—一、一条にもとづきそれにたいして権利を有する者に分配されるものとなっている (EPTL 5.4.4)。婚姻外に生まれた子が「遺産分与にあずかる者」となりうるのはどのようなばあいか。非嫡出子は、母との関係においてはつねに嫡出子であって相互に相続する権利をみとめられる。したがって、それぞれ他方の不法行為による死亡にさいして権利者として持分権を有する。ところが、非嫡出父子間に相続関係が生じるのは、「管轄権を有する裁判所が、父の生存中に、母の妊

娠中または子の出生から二年以内に提起された訴訟において、父性を宣言する父の決定命令 (order of filiation) を「下した」ばあいにかぎられる (EPTL 4-1.2)。裁判所外における公式の認知も、また同じ世帯に居住し養育するといふような非公式の認知も、いずれも非嫡出子に相続権を付与するについて十分ではない。

〔判旨〕 まず、不法行為による死亡にかんする規定 (EPTL 5-4.4) によって「一つのグループとしての嫡出子ともう一つのグループとしての非嫡出子とのあいだに引かれた線」は、その制定法の目的に関連して合理的目的 (a rational purpose) をもつかどうか、その制定法のなかで非嫡出性というクライテリオンが合理的な差別行為の基礎として用いられうるかどうか、を問題にする。そして、「嫡出子なら回復しうる損害賠償額を非嫡出子に拒むことは、そうすることが、非嫡出子と嫡出子が同じ状態にないことについて公衆の妥当な関心と関連しているばあいにのみ、受け容れることができる。」とみる。

そのうえで、つぎのように判示を展開してゆく。

「連邦最高裁の判決「レヴィとグロナ」のおかげで、当裁判所にとって未解決の唯一の問題は、母子関係には存在しないその他の立法目的が父子関係には存在するかどうかなのであり、また、もし存在するとしたら、これらの目的が第一四修正の平等保護条項のテストに合格するかどうかなのである。……

当裁判所は、いかなる合理的立法目的も、不法行為による死亡法における母子関係父子関係のいずれの差別をも正当化するものでないというニュー・ジャーシイの最高裁 [Schmoll v. Creecy, 54 N. J. 194, 254 A. 2d 525] に同意するものである。

しかしながら、ニュー・ジャージイの同裁判所はレヴィにおける最高裁判決の解釈だけを基盤にしてその判決に到達した。ニュー・ジャージイの同裁判所はレヴィは、どちらの親の関係においても、非嫡出子を回復から排除することのなかに不当な差別を認めると結論した。(じっさい、ルイジアナ最高裁は、差戻審においてレヴィのことを両方の親の関係に適用があるものとしてみた。) ニュー・ジャージイ最高裁は、そのように結論したので、父子関係には、母子関係にないならかの立法目的が存在するかどうかについてふみこむ必要はないと認定した。

しかし、そのような二つの関係のなかには、少なくとも親たることを確認することにおけるより大なる困難にかんじて、若干の相異が正に存在する。推定上の父はしばしば子の出生をしらずに立ち去る。しっているばあいでは、かれはその母といかなるきずなをもたないために、じつにしばしばぜんぜん関わりをもたない。じっさい母は、だれがかの女の妊娠について責任があるか知らないかもしれない。しかしながら、母については、子の出生は通常他人の出席のもとでおこる記録される事件 (a recorded or registered event) である。たいていのばあい子は母のもとにとどまり、しばらく母によって養育されることを余儀なくされる。子が特定の婦人の子であるということを立証するのはめったに困難なことではない。それに反して、経験が示すように父性の立証はよりいっそう困難な問題である。

推定上の父にかんじ父性を確認することが困難であることは、合理的に意図された立法上の差別行為を支持するより強力な肯定的正当事由を提供するであろうか。

非嫡出子を父にたいする無遺言相続 (inheritance) を支配する法律において排除することのなかに合理的目的を認めることは困難ではない。そのような法律において非嫡出子の権利は、しばしば配偶者と嫡出子の権利と直接衝突す

ることになる。非嫡出子を承認することは、そのようなその他の最近親の持分を自動的に減らすことになる。ある「禁止」立法 (“bar” statute)——すなわち推定上の父の生存中に非嫡出子がみずからのイニシャティブにもとづき父性を立証するのとなければその子を相続することを禁止する立法——は、合理性のテストに合致するであろうことが示唆されてゐる。(Krause, “Equal Protection for the Illegitimate”, Mich. L. Rev. 65: 477 [1967]; Krause, “Equal Protection and Paternity”, U. Chic. L. Rev. 36: 338 [1969])。

しかし、われわれは、本件において相続法ではなく不法行為による死亡の法律に関わっている。後者においては、身分の確立は、配偶者または嫡出子の持分を、自動的にもその他の方法においても減らすものではない。回復しうる損害賠償額は、少なくとも法理論においては、すべての制定法上の被分配者が個々にこうむった金銭的損害によつて評価される。……

したがつて、「遺産、権能および信託法」五一四、四条は推定上の父の不法行為による死亡を理由とする訴訟の収益金に持分をもつことから、『金銭的損害』をこうむつた非嫡出子を排除することにおいて、州および連邦の憲法にもとづく平等保護を拒んでいると結論される」。

〔評註〕 当審判決は、不法行為法において父子関係を母子関係と等しくあつかうにあつて、〔第四例〕よりも詳細に検討したうえ同様の結論にたつている。その過程で、不法行為法と相続法との差異に着目し、前者についての肯定を後者の否定において（嫡出家族の権利保護という考慮事項との関係において）際立たせている。

二 扶養をめぐる事件

〔第六例〕 Storm v. None, 57 Misc. 2d 342, 291 N. Y. S. 2d 515 (Family Ct. N. Y. City, June 17, 1968).

推定上の父の扶養契約 (support agreement) の承認を求める申立。

申立人 (非嫡出子の母) と相手方 (推定上の父) はいずれも弁護士とともに出廷し、相手方は公開の法廷で父性を承認した。裁判所における唯一の問題は、父母とその弁護士によって承認され一九六八年六月四日に同裁判所に提示された扶養契約が十分その子を保護するかどうかということであった。契約内容はつぎのとおりであった。

一、相手方は、申立人にたいし、かの女の妊娠、入院および快癒に関連してこうむった出費のために一九五〇ドルを償還するものとする。

二、相手方は、申立人にたいし、その子が二才に達するか、婚姻するか、死亡するか、解放される (emancipated) か、あるいは軍役につくまで、世話と教育のために一週九〇ドルを支払うものとする。

三、相手方は、その子の一二回目の誕生日からはじめてかれが二才に達するまで継続して、かれのカレッジ教育のために用いられるべき一週二五ドルの追加的金額を支払うものとする。

四、相手方は、その子が二才に達するまで一定の生命保険を継続するものとする。

五、訪問権 (visiting rights) のために自由な定めがなされ、申立人がその権利を不合理に引き止めるなら、相手方は扶養料を五〇％減じる権利を有するものと、その契約は定める。

六、相手方の巨額の年収が相当減じたときは、相手方は、家庭裁判所にたいし、その子のための扶養料の支払の改訂または変更を申し立てる権利を与えられる。

裁判所がどこを問題にしたかをみるまにニューヨーク州の婚外子の扶養法上の地位をしらなくてはならない。判決は、同州の「家庭裁判所法」(Laws of 1962, Ch. 686, Art. V.)が一般に「進歩的制定法」とみられるものであることをとめつつ、反面ひきつぎ非嫡出子を本件にかんするかぎりでもつぎのように差別していることを指摘する。

第一は、扶養義務の発生と程度にかんする。婚姻中に生まれた未成年の子の父がその子の扶養について責任を負うのはつぎのばあいである。「十分な資力を有するか、あるいは、そのような資力を稼ぐことができるのであれば、その者の資力に応じ、裁判所が決定すべき公正にして合理的金額 (a fair and reasonable sum) を、その子の扶養のために支払うことを要求されることができ」(Laws of 1962, Ch. 686, Sec. 413)。それについて、婚姻外に生まれた子のためにおかれた規定はつぎのとおりである。「婚姻外に生まれた子の親 (each parent) は、その子に必要な扶養と教育 (the necessary support and education) およびその子の葬式費用について責任を負う」(Ibid. Sec. 513)。なお、嫡出子の父は「十分な資力」を有することがいもおう推定されている (Ibid. Sec. 437) のにたいして、婚姻外の子のためにはそのような規定がおかれていない。第二に、婚姻中に生まれた子のためには裁判所の継続的管轄権 (continuing jurisdiction) の規定がある。「裁判所は、その判決が完全に満足され、かつ、その手続の過程で与えられたなんらかの命令を変更するか、無効とするか取り消すことができるまで、……継続的管轄権を有する。」(Ibid. Sec. 451) というのがそれである。婚外子にかんする第五編のなかにはこれに当る規定はみられない。第三に、婚外子のための扶養契約の効力にかんする規定が挙げられる。非嫡出子の母または授權された者 (authorized persons) がなしたその子の扶養のための契約または和解 (compromise) が裁判所の承認をうけると、それは母と子

の両方にたいして拘束力をもつことになり、そして、その子の扶養と教育のためにその他の救済方法を求めることが妨げられる、というのがそれである (Ibid. Sec. 516)。第四も扶養契約の効力にかんする。右の契約または和解は、のちに父性を決定するための訴訟を提起することを禁じるものであることが判示されており、そして、そのことによってその子から相続にたいする権利を奪うことができる (Roe v. Doe, 51 Misc. 2d 875, 884-885, 274 N. Y. S. 2d 501 (1966))。それとときわめて対照的であるのは、婚姻中に生まれた子の権利は、その子にかんするその種の契約が先の見通しの悪いものであったことが立証されると、その契約、さらには判決にたいしてさえも保護されてきたことである (N. Y. Family Court Act, Secs. 461, 466)。

〔判旨〕 裁判所は第一四修正に関連してつぎのような意見を述べた。

「婚姻中に生まれたか婚姻外に生まれたかについての差別行為の基礎のうえに立って子を差別する州の制定法は、一九六八年五月二〇日における合衆国最高裁の二つの判決にてらう (in the light of the decisions)、『憲法の平等保護条項に違反すると判示されなければならない』。

さらに、具体的にはつぎのように述べる。

「過去の手続のもとでは、その「本件の」ような契約は、婚外子のための制定法上の要件を十分充足するものとして裁判所によっておおいに承認される (approved) 見込みのあるものであった。しかしながら、近年の最高裁の「二つの」判決にてらしてみると、右の契約には、それが承認され、当裁判所の命令として成立するためには、それに先立って修正を要する側面が存在していた。婚外子は、婚内子と比較して、もはや不当な差別行為による重荷を負わな

いとしたりば、その子は、「父の資力に応じ、裁判所が決定すべき公正にして合理的な扶養」をうける権利を与えられていると判示されねばならない。したがって、契約は、父の現在の資力についての証拠がなければ承認されてはならない。提示されている契約は、父の総収入が相当に減じたばあいだけに当裁判所によって審査され修正されることを許している。それは、父の総収入が相当に増大するばあいにおける審査と修正を許さなかつた。

以上の判示をうけて、一九六八年六月一二日右の扶養契約にたいしてつぎのような修正が提案された。まず、その扶養契約は年間四五、〇〇〇ドルという総収入を基礎として定められること、そして、その契約は、相手方の収入が相当に変化したなら、扶養料を審査するため当裁判所がひきつづき管轄権を有するものと定める、というものである。このように修正された契約は裁判所によって承認され、一九六八年六月一二日に発効する命令に組み入れられた。

〔評註〕 本判決は、ニューヨークの婚外子の扶養にかんする法律 (Laws of 1962, Ch. 686, Sec. 513) をめぐって、扶養料算定の基礎、扶養の程度のみならず、事情変更と扶養契約の効力にかんしてまでも、嫡出子とのいかなる差別をもみとめないというめざましいばかりの平等保護を実現した。ところで、その結論にいたるすじ道は、二ヵ所でレヴィとグローナの「二つの判決にてらしてみて」というだけのあつけないものであつた。

〔第七例〕 *Baston v. Sears, 15 Ohio St. 2d 166, 239 N. E. 2d 62 (Ohio, Sup. Ct, July 10, 1968)*

原告の母は一九六二年に婚姻外で原告を生んだ。かの女はのちに子の父以外の男子と婚姻した。その婚姻後にあたる一九六四年かの女はハミルトン郡民事訴訟裁判所少年部 (Juvenile Division of the Court of Common Pleas of Hamilton County) に「子のために、その子の近友 (next friend) として宣言的判決 (declaratory judgment) を求

める訴訟を提起した。その訴訟において、かの女は裁判所にたいし、本件の被告が子の父であること、およびその子が被告から扶養料をうける権利を有することを宣言することを求めた。被告は申立にたいする一般妨害抗弁(general demurre)を主張した。民事訴訟裁判所はその妨害抗弁を認め、訴を棄却した。上訴にさいして中間上訴裁判所(Court of Appeals)は、非嫡出子の父性を決定し、かつ、それによつてかれの扶養(support and maintenance)のための命令を確保するために宣言的判決訴訟が提起されるであろうと判示し、民事訴訟裁判所の判決を破棄した。被告が上告したのが本件である。

〔判旨〕 四対三の多数意見はつぎのように判示した。

「被告上告人の母の婚姻が、父にたいし被告上告人の扶養を強制するために私生子法(Bastardy statutes)を用いることを妨げることとは明らかである(Sec. 3111. 01, Revised Code)。Chapter 3111, Revised Codeの規定は、非嫡出子にたいし、母の権利と別個に実体的扶養請求権を与えてはいない。被告上告人がなんらかの強制しうる扶養請求権を有するとしたらその権利は Chapter 3111, Revised Code 以外のどこからでてこなければならぬ。

非嫡出子はその父から扶養を受けるコモン・ロー上の権利をもたない。そこで、扶養にたいするなんらかの権利は制定法に由来しなければならぬ。われわれは、そのような権利を与える制定法を見い出さないし、そのような制定法がわれわれの注意をひいたこともない。

この訴訟が宣言的判決にかんする制定法にもとづき提起されたという事実が主張された権利を支持するための役に立たないのはたしかである。なぜなら、宣言的判決にかんする制定法は実体的権利を確立しないことは十分に認めら

れているからである。

Sec. 2151. 42, Revised Code は、非嫡出子の父がその子を扶養しないことを犯罪 (criminal offence) としており、また Sec. 2151. 99, Revised Code は州によって (by the state) 強行せらるる刑罰 (penalties) を定めている。しかし、それらの規定は、その子によって強行せらるる付随的民事上の救済 (concomitant civil remedy) を与えていない。非嫡出子の扶養のための法的義務の強行は、法によって特定された状態においてのみなされうることが認められている。Sec. 2151. 42, Revised Code は民事訴訟のために規定しておらず、非嫡出子にたいし扶養を強行する実体的権利 (substantive right) を与えていない。したがって、本件における中間上訴裁判所の訴訟は立法的 (legislative) と考えられねばならず、したがって無効と考えられねばならない。

かかる判示は、そのような訴訟が歴史上存しなかった事実、ならびに、われわれが見出した、またはわれわれの注意をひいた州裁判所のいかなる判決も、制定法がないばあいにもそのような権利を与えていないという事実によって支持されている。……

このことは、嫡出子と非嫡出子についての相異なる法的処遇が合衆国憲法第一四修正の平等保護条項を侵害するといふ被上訴人 (子) の議論を残すだけである。この主張の背後にある論理 (reasoning) は明らかにされていない。被上訴人は、単に、ハリー・D・クラウス (Harry D. Krause) 教授による『非嫡出子のための平等保護』(“Equal Protection for the Illegitimate,” 65 Michigan L. Rev. 477”) とクラウタイトルの一編の法学論文を引用することによってまわっている。クラウス教授のそこにおける議論は、嫡出子も非嫡出子もかれらの扶養の必要については同様の状態に

おかれているのであるから、かれらは平等に扱われねばならないというものである。……クラウス教授の議論は、婚姻から生じる恵与を与えられた地位と結果とは無視されるべきであること、あるいは非嫡出子は義務づけられることに同意しなかったところの主張される父を追求する権利を与えられるべきだということである。

社会のパターンにおけるそのように劇的な変化が支持されるべきだとすれば、それは、適正な熟慮と論議を経て議会によってなされるべきであり、また、将来において作用するべきである。

被上訴人は、宣言的判決にたいするかれの訴訟を基礎づけるべき法的権利をもたないのであるから、一般妨害抗弁が維持されたのは妥当であり、中間上訴裁判所は民事訴訟裁判所の判決を破棄したことにおいて誤謬をおこなったということになる」。

三名による反対意見はつぎのとおりである。

「その〔多数意見の〕結果は、わたくしの意見によれば自身の誤りによらずに婚姻外に生まれた無責の子にたいする違憲の差別を承認することによって到達されている。意図されていない結果は、嫡出子の父にたいする差別である。

この判決に依拠すれば何千という父が自己の責任をまぬがれ子を扶養する義務をまぬがれるであろう。そのばあい、これらの子を扶養する責任は、その責任が帰属するのが妥当なときに、これらの子の父に課するかわりに、公的福祉問題 (public welfare programs) を支援することを要求されるタックスペイヤーや、あるいは私的な慈善を支援する社会のメンバーにたいして課せられることになろう。……

オハイオの法は、婚外子にたいし、婚内子が Sec. 3103. 03, Revised Code によって保証されていると同じ扶養

を父からうける権利を与えていない、というのが多数意見の判示である。その条文の一部はつぎのように規定する。『夫は、かれの財産または労働によってかれの未成年の子を……扶養しなければならぬ。』と。

その文言は、嫡出子にたいして、その父の扶養をうける権利を与えているが、しかし、多数意見によれば、その法は、明らかに、その父から扶養をうける同様の権利を非嫡出子には拒否するものと解釈された。

法律のそのような解釈は、わたくしの意見によれば違憲である。その解釈は、非嫡出子にたいし合衆国憲法第一四修正により『人』に保証された法律による平等保護を拒んでいるからである」。

〔第八例〕 R——v. R——, 431 S. W. 2d 152 (Mo. Sup. Ct. Sept. 9, 1968).

被告は一九六五年に生まれた原告の父であることの宣言、および非嫡出子の父と申し立てられている被告にたいし原告の扶養に貢献することを求める訴訟。セント・ルイス郡巡回裁判所 (Circuit Court, St. Louis County) は原告の請求を棄却した。上訴人は、ミズーリ州において、非嫡出子の扶養義務は母にあり、父にはないというロモン・ロー原則がなお生きてゐる (St. Louis Court of Appeals in *Hembrock v. Stevenson*, 387 S. W. 2d 263) ことは、合衆国憲法および州憲法 (Art. 1, § 2, § 14) の平等保護条項にもとづき違憲であると主張した。

〔判旨〕「合衆国最高裁によって適用されたその「レヴィとグローナ」の原理 (the principles) は、父による扶養を強制する子の権利にかんするかぎり、嫡出子と非嫡出子とのあいだに差別を生み出す州行為を無効とするものである。非嫡出子を阻止するという口実のもとに諸州が無責の子に重荷を課することは、もはやすることができない。

合衆国最高裁のその二つの判決は、親の義務および権利にかんするわれわれの制定法上の諸規定 (§§ 452.150, 452.

160, RSMO 1959, § 559, 353, RSMO 1967 Supp., V. A. M. S.) についての妥当な解釈は、非嫡出子にたいし、嫡出子と平等の父による扶養を要求する権利を与えているという結論を強いるものである。」破棄差戻。

〔第九例〕 *Munn v. Munn*, 168 Colo. 76, 450 P. 2d 68 (Colo. Sup. Ct. Feb. 3, 1969).

一九五三年の Colorado Revised Statutes, Chap. 22, art. 6 に基づいて提起された父の決定訴訟 (Paternity action)。第一審裁判所において陪審は、被告は一九六四年二月に原告が生んだ子の父であることを認めた。なお、陪審は、子の扶養料として一五年間一ヵ月一五〇ドルを、原告にたいして一八〇〇ドルの損害賠償額を算定した。被告は陪審の評決にもとづいて下された事実審裁判所の判決にはつぎのようなエラーがあるとして不服申立をした。それは、C. R. S. 1953, Chap. 22, Art. 6 は非嫡出子の父にたいし、嫡出子の父にたいするよりも過大な程度の扶養を課しているという点において法の平等保護に反するというものである。被告はとりわけつぎのことを指摘する。右の条文は、陪審は、非嫡出子のために陪審が適当と考える損害賠償額を算定できること、裁判所はその算定にしたがつて判決を下すこと、を定めている。陪審の評決は終局的 (Final) であつて、年月の経過に応じて変更されえないので、被告はのちに経済状態の変動を反映するために、あるいは、子が養子となつてからかれの扶養をまぬがれるために、評決のなかで示された扶養料の減額の申立をして勝訴することができない。その制定法の扶養規定は、非嫡出子の立場から同じように異議の余地がある。なぜなら陪審の評決は、また子の側の経済的必要の変動を考慮することなく、固定した水準において (at a fixed level) その父から扶養を受ける権利を凍結するからである。

〔判旨〕 裁判所の意見の部分においては、近年のレヴィ、グローナをはじめ、前掲〔第六例〕〔第七例〕(の反対意

見)および「第八例」を紹介したのち、つぎのように短文の判示をおいている。

「以上のことから、われわれは、C. R. S. 53, 22-6-3 がジェームス(被告、控訴人)にたいして憲法上の平等保護保証を拒絶していること、そして、損害賠償額にかんする判決の部分は無効とされるべきことを結論とする」。

三 無遺言相続をめぐる事件

〔第一〇例〕 In re Estate of Jensen, 162 N. W. 2d 861 (N. D. Sup. Ct, Nov. 14, 1968).

final report の承認と残余財産の分配についての訴訟。

C. E. シェンセンは、一九六五年七月三〇日に無遺言で死亡した。かれには、配偶者も子孫も父母もなく、全血の兄弟(嫡出子、死亡)の子二名、母の非嫡出子である姉妹一名、および母の非嫡出子である死亡した兄弟姉妹の子九名があった。

第一審のバーク郡地区裁判所(District Court, Burke County)は、final report を承認し、死者の母の嫡出子だけが死者を相続することができるとあって、非嫡出子は North Dakota Century Code (NDCC) 五六—〇一—〇五条(1960)により相続することを妨げられると判示した。死者の母の非嫡出子である姉妹、ならびに同様の兄弟姉妹の子は、右の条文は合衆国憲法第一四修正の適正手続と平等保護とノース・ダコタ州憲法第二〇条の特権および免除条項(privileges and immunities clause)に違反することを理由に上告した。

本件にかんするノース・ダコタの無遺言相続法はつぎのとおりである。まず、無遺言死亡者に子孫、配偶者、父または母がないばあい、遺産は死者の兄弟姉妹によって、また、兄弟姉妹が死亡しているばあいには代襲相続権によつ

て兄弟姉妹の子に、平等の割合で相続される (NDCC § 56-01-04(3))。これが一般規定であり、婚外子の相続についてはつぎのような特別規定がある。「婚外子は、資格ある証人の面前において署名した書面において、みずからその子の父であることを承認した者の相続人である。すべてのばあいにおいて右の子は母の相続人である。右の子は右の父または母の遺産の全部または一部を、適法な婚姻中に生まれたばあいと同じ態様において相続する。ただし、婚外子は、直系であれ傍系であれ、父または母の親族の遺産のなんらかの部分相続することによって、父または母を代襲することはしない。右の子の死亡前にその両親が婚姻し、その婚姻後父が右の子を自分の子として承認するか、またはその家族のなかに養子収養したばあいは、このかぎりでない。そのばあいには、右の子とその家族のなかのすべての嫡出子は兄弟姉妹と考えられ、そのうちのだけれが、無遺言で、かつ子孫を残さずに死亡すると、その他の者は、右の死亡した子の遺産にたいする父母の権利に制約されつつ、それぞれ本法典において定められたように、その者の相続人として、すべての子が婚姻中に生まれたばあいと同様の態様において、その者の遺産を相続する。」(NDCC § 56-01-05) そして、この特別規定は一般規定に優先するのである (NDCC § 1-02-07 参照)。右の規定が第一四修正に違反するのは、つぎの条文との関係においてであると主張される。「父によつて認知されないかまたは養子とされない婚外子が適法な子孫を残さずに無遺言で死亡したばあいは、その子の遺産は母にゆき、母が死亡しているばあいには母の相続人 (heirs at law) にゆく。」 (§ 56-01-06) このように、嫡出子は、その母が死亡しているばあいは、共通の母の非嫡出子を相続することができるが、それに反して、五六〇一〇一〇五条は非嫡出子とその共通の母をつうじて母の嫡出子を相続することを禁じているのである。

〔判旨〕 五名の裁判官全員一致による判決はつぎのとおりであった。

まず、当審判決の基本的立場については、以下の二点に要約されているといえよう。「嫡出子と非嫡出子とのあいだに差別がなされてきたことは問題がない。問題は、その差別がその法の目的を効果あらしめるために合理的であり、かつ必要であるかどうかである。」ということ、そして、「立法部が、同州内において無遺言で死亡した者のために財産の相続の原則を定めることができる、ということは否定されない。基本的問題は、立法部が、あらゆる市民にたいして法の平等な保護を保障する州および連邦憲法の各規定を犯すような恣意的態度において、そうすることができるかどうかである。」というのがそれである。

そのあとで、レヴィ事件の多数意見を引用し、結論を述べる。

「レヴィ事件における理論を適用すると、現下の事件において非嫡出子の行為、行動または態度はその子の非嫡出という身分に関係しないのであるから、われわれは、そのような身分に基礎をおき、そして、非嫡出子にたいし、その嫡出の兄弟姉妹が相続するのに反して、相続権を与えない結果をもたらす五六―〇一―〇五条にふくまれる相続の目的のための差別行為は不合理である、と結論する。

したがって、五六―〇一―〇六条にてらして……五六―〇一―〇五条を考慮するとき、われわれは、五六―〇一―〇五条が合衆国憲法第一四修正第一条およびノース・ダコタ州憲法第二〇条に違反する非嫡出子にたいする不当な差別であって違憲であると判示することにちゅうちよするものでない。この制定法は、父母の違背のゆえに無責の子を罰しているのであるから、われわれの統治体系のなかに席をもつものでない。そして、その統治体系は、その基本的教

義の一つとして、すべての者のための平等保護をもっている」。したがって、上告人は、その非嫡出性にかかわりなく、五六—〇一—〇四（三）条および五六—〇一—一二条によって死者の遺産にたいして持分権を有するものとされる。

以上述べた理由により、原判決は破棄され、事件は、法とこの意見にしたがいさらに訴訟手続をかさねるために地区裁判所に差し戻された。

〔評註〕 本判決は、レヴィとグローナの判示部分を直接引用してくることによって、非嫡出子にたいする相続法上の差別を違憲であると結論した。すでにみたように、不法行為事件においてレヴィとグローナの原則が非嫡出父子関係に適用されてゆく過程で、不法行為法上の差別を違憲であるとの結論を相続法上の差別の合憲性との対比において説くものが一つならずあった（〔第四例〕〔第五例〕）。本判決は、時間的にそれらに先行するとはいえ、予想されるそのような問題提起にたいしてあまりにも考慮を払っていないと評してよいであろう。五六—〇一—〇六条にくらべてみた五六—〇一—〇五条の不合理性は顕著であって、非嫡出子の相続問題の根底において論じる要もないかみえるためにそうなったのだとしても、クラウス教授は、本判決のなかに非嫡出子法の将来への有力な希望を見出し、「同裁判所は、父からの、または父をつうじての相続が問題になったとしても、同じことをしたであろうと確信できる。」（3 Fam. L. Q. (1969) 100, 102）と書いた。非嫡出父子関係についてのこの確信がいかなる根拠にもとづいてのことであつたか知りえないが、ノース・ダコタが一九六九年につきのような一条を制定したことは事実である。「あらゆる子は、本法によって、その血縁上の父母の嫡出子であると宣言され、また、その子が適法な婚姻中に生まれたばあいと同程度に、扶養と教育を受ける権利を有する。あらゆる子は、その血縁上の父母、および、直系たると傍系たると

をとわず右の父母の親族である相続人を相続するものとする」。(NDCC § 56-01-05 (1969 Supp.)) 非嫡出子を消滅させた本条の実現によって、ノース・ダコタはいちはやく全米においてもっとも平等化のすすんだ親子法をもつ四州の一つとなった。これには本判決がなごしかの貢献をしたであろうと推測することは許されるであろう。この立法のみならず、すでに一九六八年にこのような判決が下されたことはやはり画期的な司法上のできごとといえよう。以下に紹介する州判決をみてもわかるように、レイビン判決当時、相続法上の不平等を違憲とした判決は本判決一件を数えるのみであったのである。なお、本件は非嫡出母子関係をめぐる事件であって、他はすべて父子関係であった。

【第一一例】 *Succession of Bush*, 222 So. 2d 642 (La App. 4 Cir., May 5, 1969).

原告は無遺言死亡者の非嫡出子である。かれが生まれたとき、死者には妻(訴訟時の寡婦)があり、死者は原告の母と婚姻したことがなかった。相続人としては寡婦だけが残され、嫡出の子も直系尊属もいなかった。原告は、民法典中の諸規定 *LSA-R. S. 9:461* にもとづき一九六五年一月二七日付の公証行為によって無遺言死亡者の養子となったと主張し、かれの唯一の相続人としてその遺産を所有する地位におかれるべく訴を提起した。無遺言死亡者の寡婦は、その養子縁組に参加せず、また、その縁組に同意を与えなかったのであって (*LSA-C. C. § 214* 参照)、その養子縁組は絶対的に無効であると主張した。第一審裁判所 (*Civil District Court for the Parish of Orleans*) は原告の請求を棄却した。当審において、上訴人は、一九六五年の公証行為が養子縁組行為として無効であるとしても、それは準正行為 (*act of legitimaton*) として考慮されるべきであると主張した。その主張にたいしては、「懐胎のとき、婚姻を締結しえた父母の子であるナチュラル・チャイルドだけが準正されるべきである。」(*LSA-C. C. § 200*) という条文

が反論として挙げられる。しかし、上訴人はルイジアナ民法典第二〇〇条は合衆国憲法第一四修正の適正手続および平等保護条項に反して違憲であると主張した。この点についての上訴人の議論はすべて、レヴィ判決に依拠していた。

〔判旨〕 「われわれは、レヴィ事件がわれわれの面前にある事件と類似していると考えない一方、その事件における判示を、類推によって、同じ条文 (codal article) と同じ事実状態をふくむのでないならんかの事件に拡大する気にならされないということをつけ加えざるをえないと感じている」。以上の理由によって上訴の対象となった判決は確認された。

〔第二例〕 *Strahan v. Strahan*, 304 F. Supp. 40 (U. S. District Ct, W. D. La, Sept. 22, 1969).

無遺言死亡者の非嫡出子（認知されていたか否か、父との生活関係不明）が、レヴィとグローナの原則がルイジアナ相続法に適用されるべきだと主張して、死亡者の嫡出の相続人（いかなる親族か不明）にたいして相続権を確立するための訴訟を提起した。

〔判旨〕 まず、レヴィとグローナ判決について、「われわれは、それらの判決がそのように広大な効果をもつとは思わない。」という立場を明らかにする。そして、遺産の分配と相続に关する権利は州法に固有の事項であること、また、憲法違反の差別が生じるのはそれが恣意的であり、合理的基盤を欠くばあいにかぎられることを述べる。このような一般的命題を本件に適用すればつぎのようになる。

「ルイジアナの相続法における嫡出子と非嫡出子とのあいだの区別は恣意的でなく合理的な法的基盤を欠くわけではない。ルイジアナは婚姻の制度を奨励し、非嫡出子の出生を阻止することに至高の利益を有する。ルイジアナがそ

の効果を達成する方法の一つとしてその相続法を用いることを選ぶということは明らかに同州の憲法の領域内のことである」。

その他、非嫡出子に相続権を拒むための、より有力でさえある原因として、州内の「土地の権原の安定性」に言及し、ある判決を引用する。それによれば、「あらゆる社会の安寧は、そこにおける不動産の権原が安全 (secure) であり、それにかんするなんらかの未解決の問題を決定するために便利で確実な方法があるべきことを要求する。これを達成する義務はその性質上地方的 (local) である。それは全国的事項でなく、あるいは、中央政府 (general government) に属してもいいない。それは州のものである。この義務が州の義務であるので、それを履行する態様は州によって決定されねばならず、州が定める手続は、憲法の一定の特別の禁止規定と衝突するか、あるいはは自然的正義に反するのでなければ無効と宣言されえなく」。(American Land Company v. Zeiss, 219 U. S. 47, 60, 31 S. Ct. 200, 204, 55 L. Ed. 2d 82 (1910))

〔評註〕 本判決では、差別についての合理的基礎として、婚姻制度の奨励、非嫡出子の出生の阻止、土地権原の安定性という三要因について明言している。このことは、レイビン事件の控訴審判決に大いに通じることになるのであって、注目される。残念なことには、非嫡出父子間の生活関係、認知の有無についてレイビンの事実関係と本件とは同一であったか知りえない。しかし、つぎのように評釈するものがある。すなわち、ストレイハン判決は、非嫡出子の父性が、「以前に立証されていなかった」という事実関係を前提として正しいものとみられるが、「かりに生物学的関係が立証されていたとしたり別の結論に到達すべきを要する」(16 Loyola L. Rev. (1969-70) 87, 110) というのである。

【第一三例】 *In re Estate of Pakarinen*, 287 Minn. 330, 178 N. W. 2d 714 (Minn. Sup. Ct, June 19, 1970)

原告たる非嫡出子は一九三七年三月に生まれ、その出生証明書には父としてパカリネンの名が記載された。同年一〇月には父の決定訴訟 (paternity proceeding) においてパカリネンが原告の父であると判決された。一九六六年にパカリネンは配偶者も嫡出子もなく姉妹だけを残して無遺言で死亡した。生前パカリネンと原告とのあいだには、「わが娘」、「お父さん」と呼びかけた手紙が往復したこと、パカリネンが原告の父であることを認めていたことの証言があった。原告は、死者の唯一の生存する子として死者の全遺産を相続する権利をもつと主張して、死者の遺産にたいして訴訟を提起した。セント・ルイス郡地区裁判所 (District Court, St. Louis County) は死者の姉妹が唯一の法定相続人として遺産を取得するという検認裁判所の決定を確認し、非嫡出子の上訴を棄却した。州最高裁に上訴した非嫡出子の主張は、ミネソタ法典 (Minn. St.) 五二五、一七二条が定める要件は合衆国憲法第一四修正およびミネソタ州憲法第一条第二節および第四条第三三・三四節の平等保護条項に違反するということである。同条によれば、非嫡出子が父を相続できるためにはその父が書面によりかつ資格ある証人の面前でみずからその子の父であると宣言したことが必要とされる。上訴人は、遺産にたいする詐欺的主張の防止 (Prevention of fraudulent claims) という目的は妥当な目的であり、また、非嫡出子にたいし事実かれが相続しようとする父の子であることを立証すべく州が要求することは合憲的でありうるということを認める。しかし、ミネソタ州が選択した証拠の標準 (Standard of Proof) は平等保護にたいし上訴人の憲法上の権利を侵害する、というのである。なぜなら、嫡出子に要求される父性の証拠とは対照的に、五二五、一七二条によって要求される証拠の標準は、どれほど価値がある証拠であれ、

その他の証拠を認めず、非嫡出子の相続権を全面的に父の行為・不行為に依存させるものだからである。このことは非嫡出子にたいする恣意的かつ不合理な差別であるといわざるをえない。

〔判旨〕 判決は五名の裁判官の全員一致によった。

まず、レヴィとグローナおよび「第八例」「第六例」等不法行為と扶養にかんする判決に言及し賛意を表する。つづいて、それらが本件にたいする「支配的先例」(controlling authority)とは考えられないむねを述べる。そして、不法行為法と扶養法が意図する目的と相続法の根本目的との相異を明確にしつつ、つぎのようにする説きすすむのである。「立法者は、五二五、一七二条を採択するにあたって、無遺言死亡者が自己の死後におけるかれの財産の処分について考慮したならばもったであろうと推定される希望と意思 (presumed desires and intentions) を具現するところの無遺言による財産の分配制度を実現しようとしたのだと、われわれは解さなければならぬ。このことを念頭におくと、五二五、一七二条においてなされた差別が『不合理』であるとか、あるいは、実現されるべく求められた『目的と関係』をもたない、ということとはできない。

立法者は、そのような『制定法上の遺言』を作成するにあたって、死にゆく無遺言者の愛着 (preference) にかんじて一般化した仮説をたてなければならぬ。立法者は、非嫡出子が、嫡出子がそうであるのと同様、通常その母の愛情と関心に近い位置にあると定めたことは明らかである。かかる決定は五二五、一七二条のなかに具現され、同条は、非嫡出子が嫡出子と等しくその母を相続することを許している。この規定は嫡出性を唯一の基礎として不当に差別する立法上の意思を否認する。

しかしながら、その条文は、非嫡出子が主張された父を相続することに制限を課している。したがって、非嫡出子にたいするかかる差別行為に加えられた相異なる処遇について正当性 (Justification) があるかどうかという問題が生じるのである。表面的な調査によつてであつても、非嫡出子の母との関係と、かれが父だと主張する者とのあいだには重大な差異が存することを承認せざるをえない。第一にしてもつとも明白なものは血縁関係の確実性が決定されることのできるばあいにおける違いである。非嫡出子の母の識別は、つねにではないとしても通常立証の容易なことがらである。それに反して、だれが父であるかは母さえもかならずしもつねに確信しているわけではない。推定上の父性を否定するばあい、父性を決定的に (conclusively) 確証することのできる立証方法 (method of proof) の存在を、われわれは現在知っていない。なにもものも——血液検査も、審理したすえの父性の判決も、また、公開の法廷における父性の申立にたいして有責 (guilty) であるとの任意的答弁 (voluntary plea) も——絶対的正確さをもつて、その父の父性を立証するものではない。なお、書面により、かつ認証をうけた父性の宣言 (written attested declaration of paternity) は絶対的証拠 (absolute proof) を用意するわけではないが、しかし、(母との婚姻がないばあい) 利用しうるもつとも説得力ある証拠を提供しているものであり、それは中枢的要素をもつのである。すなわち、その非嫡出子にたいする親としての愛情と関心のまぎれもない承認なのである。父の決定訴訟において裁判上の費用と困惑を避けるためになされたかもしれない有責の答弁と異なり、その男がこの子をかれ自身のもつとして受け容れるという願望を明らかにする任意的な書面による陳述はそのような承認なのであり、そして、公的見地からして子との生物学的関係と法的関係の両方を確証するものなのである。そのような関係が存在するばあい、その子は父に

よって受け容れられ、かれの子として処遇され、かくして、かれの特志の自然的対象 (natural object of his bounty) となるであろうし、そして、父によるなんらかの遺言処分によくまれるであろう。あるいは、じっさい、意図的にもその遺言処分から除外されることを要求される〔原註 §§ 525, 201〕であろう。無遺言相続法の目的にかんしてみると、立法者が、父性を立証するために通常の事実上の争点の解決を支配する標準よりも、なお厳格な証拠の標準を恣意的に選んだということはできない。五二五、一七二条の否定することのできない効果として、非嫡出子には嫡出子に課せられるよりも大なる義務が課せられるということ、そして、この義務は、無責の子が父母の違背について責任を負うと判示しうる正当な理由をもたないという事実にかかわりなく、課せられることをわれわれは承認するものである。コモン・ロー原則の非人間的効果をさらに減じるためによりよき方法が考案されるかもしれないとしても、われわれは、チャレンジをうけた五二五、一七二条の規定が合憲であると判示せざるをえない。なぜなら、嫡出子の権利と、父を相続することを求める非嫡出子とのあいだに同条が引いている線は不合理であり、そしてまた、死亡にもとづく財産の相続を支配するわれわれの検認法典中のこの条文およびその他の条文によって達成されるべく求められた諸目的と理解しうる妥当な関係 (intelligible proper relationship) になら、ということとはできないからである。かくて、原判決は確認された。

〔第一四例〕 *Burnett v. Camden*, 254 N. E. 2d 199 (Ind. Sup. Ct, Jan. 13, 1970)

原告は非嫡出子として一九一六年に生まれた。その母は妊娠中治安判事の面前でH・カムデンを相手方とする私生子訴訟 (bastardy proceeding) を提起した。しかし、その訴訟事件は、原告の母がカムデンの父から二〇〇ドルを

うけとったうえで、審理が開始される前に任意的に取り下げられた。原告の母とカムデンは婚姻せず、また、原告を嫡出化するためにいかなる手段をもとらなかつた。本件は、右の非嫡出子がカムデンの遺産管理人を相手方としてカムデンの遺産の相続人として指定されるべく申し立てたものである。オーエン郡巡回裁判所 (Circuit Court, Owen County) は原告を敗訴させた。

非嫡出子がスープリム・コートに上訴した理由はつぎの三点に要約される。

第一は、非嫡出子の相続権について規定する Ind. Ann. Stat. § 6-207 に関連する。同条は非嫡出子が母との関係においては嫡出子と同様に相互に相続することができること、さらに、父との関係においては、つぎのばあいにかぎって父の嫡出子と同様にあつかわれることを規定する。①非嫡出子の父性が父の生存中法によって立証された (established by law) ばあい、または、②推定上の父が子の母と婚姻し、その子をかれ自身のもと承認するばあい、がそれである。上訴人は、その母がかつて提起した私生子訴訟によって、同条が要求する「法による立証」があったものと主張する。

第二は、上訴人が発行をうけた出生証明書 (birth certificate) にかんする。上訴人は、出生証明書の発行は行政手続 (administrative proceeding) であって、それは上訴人の父性を「法によって立証」したこと、また、出生証明書のコピーはそれが州保健局の吏員によってしかるべく証明されたばあいには、そこに述べられた事実のいちおうの証拠である (Acts 1913, Ch. 239, s. 2) と主張する。

第三は、右の六一〇七条が法の平等保護を奪うものとして違憲だという主張である。非嫡出子にたいし父の生存

中における父性の立証という要件を加重することが平等保護の否定であるというのである。かかる主張は多くをレヴィとグローナ判決に負っている。

〔判旨〕 五名の裁判官の全員一致による裁判所の意見はおよそつぎのとおりである。

第一点については、先例を引用しつつ、私生子訴訟が任意的に取り下げられると、その訴訟は提起されなかったとまったく同様であるという原則が確立していることを明らかにする。したがって、かかる私生子訴訟の提起が上告人の父性を立証したとみることができない。第二点として言及した出生証明書発行という行為は、「いかに想像力を駆使してみても」六一二〇七条にいう父性を立証する「司法手続」(judicial proceeding)を構成するとみることができない。その発行は、上告人の主張のような「行政手続」にも属しえないものであり、せいぜい州保健局によって、かつ、同局によってなされた事務的な行為 (ministerial act) であるにすぎない。

第三点については、レヴィとグローナの事実と本件の事実とが「大いに異なる」ことを強調する。まず、つぎのことに注意を喚起する。第一に、レヴィにおいてもグローナにおいても母子関係自体にはなんら問題があつたとは思えないことである。第二に、どちらの事件においても「差別」を支持する基礎はつまりは道徳的戒律 (moral precept) に根ざしていたようにみえることである。父母の「非行」のみを原因に訴権を奪うことによって子を罰することは、明らかに不当な差別であり、平等保護の否定である。

ひるがえって本件の事実をながめると、つぎのような特色が意識される。すなわち、「父性は不確定であるだけでなく、事件における争点そのものである。その結果、本件における問題は、非嫡出子とその生物学上の親にたいして、不

当な差別が存在するかどうかではないのである。その関係それ自体が、制定法にもとづき本件で考慮されている唯一の争点なのである。」という。そして、そのことは、第二の区別、すなわち、不法行為と区別される相続の諸目的のために嫡出子と非嫡出子を差別する法的基盤の問題に歩を進ませるのである。非嫡出子関係における相続とは異なり、父子関係にたいして六一二〇七条が一定の条件を付するのはなぜなのか。その理由は「明白である。父性の立証が要求されないとしたなら、詐欺的主張 (fraudulent claims) が蔓延するであろう。非嫡出子として生まれるということ、父性の立証が要求されないばあい、破廉恥な詐欺師にとってかなり重要な潜在的さずかり物 (potential windfall) を意味する」。

そこで、「容易に理解されうるように、六一二〇七条にもとづき嫡出子と非嫡出子を区別するための基盤は完全に合理的である。」と結論する。原判決は確認された。

〔評註〕 当審判決もまた不法行為法と相続法との相異を論じる。インディアナ州の相続法が差別を認めている理由は、レヴィとグローナの下級審判決が挙げた「非嫡出性の阻止」とは異なり、死者の遺産にたいする「詐欺的主張の防止」であることを強調する。それが「唯一の目的」であるときえいいきっているのは注目される。

〔第一五例〕 Pettiford v. Frazier, 226 Ga. 438, 175 S. E. 2d 549 (Ga. Sup. Ct. June 9, 1970).

原告たる非嫡出子とその父の生前の生活関係、認知の有無は明らかでない。非嫡出子の父母は婚姻せず、また父がその子を嫡出化しなかったことは認められている。無遺言で死亡した父の遺産を相続する権利を主張する原告の請求は、ベン・ヒル郡 (Ben Hill County) シュペリアー・コートにおいて認められなかった。州最高裁への上告にあた

つては、ジョージア州の相続法のもとで、非嫡出子が、法典七四一〇三条による以外その父の遺産にたいする相続権を否定されている (Code §113-904) ことが合衆国憲法第一四修正違反であると主張された。

〔判旨〕 全員一致による判決は、まず、相続権が合衆国憲法によって保障された自然権でも不可譲の権利でもないことを述べて、つぎの一文を引用した。

「無遺言死亡者の財産にたいする相続は州の主権的政治権力 (sovereign political power) の意思にゆだねられ、かつそれに服するのであるから、州は、州が必要とみなすべき相続 (succession) を規制し、コントロールすることができる。かくて、立法部は、その範囲において限定される一定の憲法上の諸制限という制約をうけつつ、相続法を変更したり、条件づけたり、または廃止したりすることができる。……連邦憲法第一四修正は、諸州から、財産を相続する権利にたいするもろの制限と限定を決定する権能を奪うものではなく、せいぜい、統治の概念と裁量を排除し、かつ統治の権限の範囲を超えるほど明らかに恣意的かつ不合理であるような権能の行使を制限すると判示されることができるとすぎなく」。(23 Am. Jur. (2d), Descent and Distribution, § 13.)

ついで、つぎのように簡略な判示をみちびく。

「ロモン・ロー上非嫡出子は相続権をもたなかった。われわれの州の立法部は、この苛酷な原則をやわらげ、非嫡出子にたいし、その母、兄弟姉妹を相続することを許す程度にまでいたっている。多くの州において、父を相続する権利は制定法によって非嫡出子に与えられている。このことは各州における立法的裁量事項である。

本州の相続法にもとづき、非嫡出子たる上告人にたいし、無遺言で死亡したその父を相続する権利を拒むことは、

合衆国憲法第一四修正に違反するものではない」。

五 レイビン対ヴィンセント判決における問題点

一 法廷意見第一点Ⅱレヴィ判決の解釈をめぐって

「ブラック裁判官は多数意見のなかで、上告人にたいし、レヴィとグローナに依拠したことは誤りであったと述べた。このことは、おそらく、上告人だけでなく、扶養、相続、不法行為による死亡にもとづく回復の領域において非嫡出子を差別した州法を打ち倒すにあたって、ほとんどもっぱらレヴィとグローナに依拠した多くの州の最高裁をおどろかせた⁽¹⁸⁾」。このように評価するものがある。ところで、先例としてのレヴィ判決について法廷意見が下した解釈は誤りであったというべきであろうか。この点についてわたくしは積極的に一定の評価をすることをひかえざるをえない。その理由は、アメリカ法における先例解釈という至難な領域に立ち入る用意がないという一般的理由が一つである。さらに、レヴィ事件に特殊な理由もまた存在する。それはレヴィ判決自体が子の非嫡出性一般を第一四修正にてらして十分分析しているか判定しがたいことと関連する。先のクラウス教授は、レヴィ判決の「分析の不足」、「精確さを欠いた分析」または「分析上のエレガンスの欠如」について処々で論難し、「最高裁がその画期的な判決をもっと注意深く起案することを選ばなかったということは遺憾である⁽¹⁹⁾」と述べている。ダグラス判決は、非嫡出性に基礎をおく差別行為の違憲性の判断にあたって、どのような平等保護テストを用いたのか、すなわち、「合理的基礎」という伝統的テストか、あるいはより厳格なスタンダードであるところの「本来疑わしい」(“inherently

suspect」)部類のテスト——「きわめて強力な肯定的な正当事由」または「圧倒的な州の利益」を立証できるのでなければその差別は不当であるとされる⁽²⁰⁾——を用いたのか。かかる根本問題が明確ではない。これにかんして、三の四においていくつかの論評を紹介した。ここでは後者の見解が優勢であることをみた。レヴィ判決が出生による身分自体を、人種⁽²¹⁾、祖先⁽²²⁾、宗教⁽²³⁾と同列に「本来疑わしい」差別として位置づけたと断じること、わたくしはちゅうちよする。しかし、そのばあいでも、合理的基礎テストによる審査をまぬがれないのは当然である。レヴィ判決は、他面、レヴィの請求の趣旨である不法行為による死亡を原因とする損害賠償についての非嫡出子の権利は、生殖⁽²⁴⁾、婚姻⁽²⁵⁾、教育⁽²⁶⁾、刑事手続の公正さ⁽²⁷⁾にたいする権利と同じく「基本権」(basic rights, fundamental interests)とされたことを認めた。そうなると、出生による身分を基礎とする不法行為上の差別をふくむ事件については、その正当性の立証責任は転じて州がそれを負うことになったのである。

このように、レヴィ判決の解釈が多様になると、その後の判例におけるレヴィ判決の位置づけ、またはそこでのレヴィ判決の機能に関心をよせざるをえない。レヴィ判決のいかなる原則が権威的であるのかをレヴィ判決を考慮したのちの事件のなかからみつけだそうというわけである。そのころみ^(四)における州判決の検討であった。不法行為、扶養および相続の事件において、差別の違憲性を主張する非嫡出子(〔第九例〕は非嫡出子の父)は当然レヴィとグローナ判決を援用した。裁判所も、原告の請求を認容するにあたっては、大いにそれらに依拠した。ところで、それぞれの事案はレヴィとグローナと多分に異なるにもかかわらず、認容判決はレヴィ判決の「原理」(principles, thesis, rationales, reasoning)にかんがみて、という以上にはほとんど論究していない。そして、

いずれも、平等保護の意義と限界についてさほど周到な分析を加えているようには思われない。

では、請求棄却判決においてはどうか。「第一〇例」をのぞく五件の遺産相続にかんする棄却判決のうち四件においては、明らかにレヴィとグローナ両判決との区別がなされている。両事件と相続事件との事実関係その他の相異が注目され、あるいは、両事件を相続事件の「支配的先例」(「第一三例」)とすることや、「広大な効果」(「第一二例」)をもつことが否定される。レイビン判決当時、「レヴィ原則」を適用して相続事件を判断するという州裁判所の原則は確立していなかったといわなければならない。

裁判外における判例評釈者の論調と、州裁判所の判決の趨勢とはかなりへだたっていたようにみえる。(事件の事実関係が判例集からかならずしも明らかでないうらみがあるので、かかる推測は危険ではあるが。)

このような状況であるので、法廷意見第一点についてはその当否の判断を保留したい。なお、反対意見はこの点について直接意見を述べていない。ただし、「第一〇例」を肯定的に引用するところからみて、限定解釈に立っていないとみることができようか。

二 法廷意見第二点Ⅱ無遺言相続法と州の立法権および「合理的基礎」テストについて

法廷意見は、遺産の処分、家族生活の保護強化を目的とする法律の制定権が排他的に州にあることを強調する。そのため、一八五〇年と一九三八年の二つの先例 (Mager v. Grima, 49 U.S. (8 How.) 490, 12 L. Ed. 1168 (1850); Lyeth v. Hoey, 305 U.S. 188, 83 L. Ed. 119 (1938)) を引用する。それらの判決は、あらゆる州は遺言または無遺言による相続にかんするさまざまな事項について立法する権利を有するむねを述べている。しかし、この

ことは、反対意見がいうように、「疑問のないことであり、かつ、現下の憲法問題とまったく無関係なこと」(at 549)である。法廷意見は、かかる州立法についてなぜ第一四修正が適用されないかについて積極的な理由を述べていない。先の二先例も、州の立法権を明言するだけであって第一四修正の適用を禁じているものではむしろない。無遺言相続法を、かりに(身分がいっさいかかわらない)純粹に財産の問題と考えるとしても、それによって憲法上の審査をまぬがれるということは、多くの先例にてらして納得のゆかないことだといわざるをえない。この点を衝く反対意見第一点は先例の重みにささえられた十分説得力のあるものである。

法廷意見にくらべて、多数の先例を挙げて同じく州の立法権を強調する「第一二例」の方が妥当性をもつ。「州は、州として自身の規制を確立する自由をもち、そして、適用ある法律を制定するにさいして唯一のガイドラインは恣意的でなく不合理でなしに差別することである」と述べて、恣意性と不合理性のないことを条件としているからである。

それでは、法廷意見は完全に第一四修正を無視し通したのであろうか。「合理的基礎」テストはいっさい適用しなかったのであろうか。判決文の本文のなかに一ヵ所わずかにそのテストを用いたかみえる部分がある。法廷意見第二点において、妻と比較して妻の差別に言及し、両者の社会的相異を嫡出子と非嫡出子の相異と共通させている箇所がそれである。その他、法廷意見第一点の末尾に付せられた脚註のなかのワン・センテンスにおいて、つぎのように述べていることは注意される。「われわれが、ルイジアナの無遺言相続法に『合理的基礎』テストを適用してみるとしても、同法は、家族生活を振興することについてのルイジアナの関心、ならびに同州内に残された財産の処分の命令にかんがみて、明らかに合理的基礎をもっている。」(at 536, n. 6)と。このことは、最高裁にとってルイジアナ法

の合理性は議論するまでもなく明白であったということになる。

それにはたいしては反対意見が同じく脚註においてつぎのように応戦している。「ルイジアナが家族生活を振興し、同州内に残された財産の処分を命令することについて利益を有することに、わたくしは同意する。これらの利益のいずれかが、いかにしてルイジアナの認知された非嫡出子の差別にたいしならかの基礎を提供するかを、わたくしは理解しない。また、本法院は、州のこれらの利益の関連性 (relevance) を説明してない。」(at 551 n. 18)と。

では、法院意見が、第一四修正について脚註のなかで一言言及しただけであって、それ以上伝統的分析さえも避けたのはなぜであろうか。「それ〔伝統的な平等保護テスト〕を適用すれば、ルイジアナの制定法を無効とせざるをえなかったから」⁽²⁸⁾だとみるものがある。しかし、このような評価はいくぶん単純にすぎる感じがする。反対意見がかなりていねいに反論していることからわかるように、無遺言相続法上の差別を攻撃することは、不法行為や扶養におけるばあいほどた易くはないからである。しかも、法院意見の結論に有利な州判決は存在したわけであるし、また、「たしかにレイビンが反対の結果に到達したとしたら世論に反することであつたらう」⁽²⁹⁾という背景までもあったかもしれないのである。そこで、ブラック裁判官はともかくとしても、多数意見の他の三名の裁判官（ハーランの補足意見はルイジアナ法の合理性に言及するのでかれは除く）までも第二点について同裁判官と意見を同じくしたということは、やはり「一つのなぞ」⁽³¹⁾であって、本判決を理解しにくいものにしてるといわざるをえない。

三 法院意見第三点Ⅱ「克服しがたい障壁」テストについて

法院意見は、本件の非嫡出子には父の遺産を相続する制定法上の方途があつたという。すなわち、その子は認知さ

れており、その父には嫡出の子も孫もないという条件がそろっていたのであるから、父は生前贈与または死因贈与をすることができた（ルイジアナ民法典一四八六条）。また、その子は禁婚親等内の者から生まれたのではないから、父母がのちに婚姻すれば準正されたはずである（同一九八条）。また、父母のあいだに婚姻障害がなく、かれらには嫡出の直系尊属も卑属もなかったのであるから、その子を一定の公証行為によって嫡出化することができた（同一〇〇条）のである。したがって、法廷意見によれば、本件には「克服しがたい障壁」がなかったのであり、その差別は分析する必要がないことになるのであろう。

この点についての反対意見第三点はもっともな議論といえよう。法廷意見は、レヴィ判決において適用された合理的テストをレイビン事件に適用しない（「合理的基礎テスト」にもとづく実質的な審理に立ち入らない）ためには、レイビンとレヴィのあいだになんらかの区別をもうけなければならなかったのであろう。そこで、「克服しがたい障壁」という新奇なテストを創り出したようにみえる。しかし、より根本的に問題とされるべきは、いずれの事件に「克服しがたい障壁」がありいづれになかったかではなく、法廷意見がそのテストにまで達しない差別は分析することなく許容しようと解する部分であらう。それは、「単に」不利益をおよぼすか否かの差別が、ある意味でより『絶対的』である差別と同様第一四修正の規定に服する（at 55）という確立した原則に反するからである。法廷意見にたいして敢然たる反論を展開できるのも、反対意見が引用するように豊富な違憲判決がすでに集積している社会であるからといえよう。

四 父性の立証にともなう問題と土地権原の安定性

非嫡出子の地位と「法の平等保護」

反対意見は、すでにみたように法廷意見に反論するだけでなく、みずから合理的基礎テストを適用して自説を展開した。その過程で、予想される合理的基礎をとりだして分析をおこなった。以下では、そこで論究されたいいくつかの事項を選び、州判決またはアメリカの論者のそれについての見解をおりまぜて考えてみよう。

婚姻外における父子関係の立証が母子のばあいにくらべて不確かであることは、古来その差別を正当化するためのもつとも有力な原因であった。反対意見第五点も、父死亡後における父性の決定にともなう困難な問題（立証の複雑性、詐欺と過誤の機会）のあることを認める。そのばあい保護されようとしている州の利益はなんであろうか。それをもつともよく示しているのは「第一二例」であろう。不動産の権原の安定がそれである。ルイジアナのある法律家はつぎのように述べる。「レヴィが、非嫡出子にたいし、嫡出子と同じ基礎において相続することを許すところまで拡大されるとしたら、州内で安全な土地権原は存しないであろうということが、おそらくは、バーの多くのメンバーの最大の懸念であった」。「たいいていの土地の権原は結局は相続によって移転するので、プロパティを購入したばあい、人々は有効な権原を取得しつづつあるのかを十分に確信することができない」⁽³³⁾からである。

しかし、反対意見は、本件の非嫡出子は父の生前正式の認知をうけていたのであるから立証にともなう困難な問題を回避するという州の利益が本件のような非嫡出子の差別を正当化するものでないことを明言する。本件にかんするかぎりでは、ここでとどまり、このように正式の認知をうけていない子の相続権の問題を避けて通ることができたのはたしかであろう。

では、この点にかんする学者の議論はどうであろうか。ここでもまたクラウス教授の見解は代表的である。

教授は、「平均的にみて」(on the average)、非嫡出父子をつきとめることは嫡出父子のばあいよりも困難であること、そして、非嫡出子の父性を立証することは母性を立証するよりも困難であるという二つのことを認める。しかし、「裁判所は平均 (averages) をあつかうのではない。個々の事件に決定を下すのである。ある非嫡出父子事件に不確実性が存するかもしれないという事実、他の事件にも不確実性が存するということではない。……証拠がなければいかなる関係も設定されない。証拠があれば問題はなし」⁽³⁴⁾。そのうえで、つぎのように一般的な原理を述べる。

「父性を確かめるという問題は、つねに婚姻外の出生と最小限の関連をもちつづけるであろう。そして、『平等保護』は、その父性が嫡出子の父性が婚姻中の出生によって立証されると同程度の蓋然性をもって立証されたところの非嫡出子に限定されなければならない」⁽³⁵⁾と。

では、非嫡出子の父性を確かめるためにどのような制度が望ましいとされるのであろうか。従来から各州にあるさまざまな父の決定訴訟 (“affiliation”, “paternity” or “bastardy” action) はどうであろうか。ここでは訴提起権者が母にかぎられ、出訴できる期限が子の生後短時日にかぎられる点が問題とされる。クラウス教授は、その訴訟において、母が自身の利益を主張することとは別個に、子が、母でなく他人によって代理されてその訴訟の当事者となるべきことを主張する。母は感情や一時の利害に左右されてよく子の利益を代理しえないことがあるからである。子は、父が発見される希望の大きい出生後短時日のうちにはみずから行動することができない。そこでそうすることが子の最善の利益であるばあいには、児童福祉当局が非嫡出子の将来の利益を守るために父の決定訴訟を提起できることが肝要になる。コミッションナー・オブ・パブリック・ウェルフェアがその訴を提起できるというミネソタ州法 (Minn. Stat.

Ann. § 257.33 (1959)) は好評をほくしてゐる。⁽³⁶⁾

さらに、教授は証拠の原則を論じる。ここでは遺産管理が父性訴訟によってわずらわされる可能性に関心が払われている。そして、その事態を避けるためには、「将来、父性の明確にして合理的証拠のスタンダードが立法によって定められなければならないであろう。しかしながら、そのような父性の証拠のスタンダードが立法化されるまで、裁判所は、現行の父性の証拠の様式を遵守する機会をもたなかった請求者を排除することができないこと、また、および、およそいかなる父性の証拠のスタンダードであれ、立法者はかれが適当とみるそれを、将来に向かってまたは遡及的にもうける自由がないであろうこと、は明らかであるようにみえる。非嫡出子が、(父母の婚姻証明書を示すだけである)嫡出子とは異なる方法によって父性を立証することは『合理的に許容でき』、そして、じつさい必要なことであることは疑いがない。その反面、憲法上の平等のスタンダードの貫徹は、州がもうけようとするかもしれない父性の証拠の不当にやっかい、かつ不合理な要件に依拠することを許しえない。もうけられるスタンダードは合理性のテストをみたさなければならない⁽³⁷⁾。このような立場からみると、「第一例」や「第一四例」はその合理性が疑問とされる。正式の認知をうけていた本件の非嫡出子を差別することが不合理な差別であるのはいうまでもない。⁽³⁸⁾

父の決定にもなる諸問題と土地権原の安定性とのバランスをどのようにとるかというより具体的な問題について、ここではこれ以上ふみこまないことにする。さいごに、一九六九年八月に承認された統一検認法典⁽³⁹⁾(Uniform Probate Code)中の一条 (§2-109)を参考に付記しておく。それは、無遺言相続の目的のために、婚姻外に生まれた者はすべて母の子であること、そして、父の子とされるのは、(i)子の血縁上の父母が婚姻したばあい、あるいは

は、(ii) 父の死亡前に、父性が裁判 (adjudication) によって立証されたか、または、父の死亡後、明白にして確信的証拠 (clear and convincing proof) によって父性が立証されたばあいである。ただし、後者のばあいの父性は、父がその子を自分の子として公然と処遇し、かつ、その子の扶養を拒まなかったものでなければ、父またはその親族がその子を、またはその子をつうじて相続する資格をもたないとする、というものである。

五 無遺言相続法上の差別は「推定意思」か州政策か。

反対意見第七点はルイジアナ無遺言相続法の差別が州の政策であることを詳論している。これはかなり注目に価することがらといえよう。アメリカにおいて無遺言相続の根拠はつぎのように死者の推定意思であると解されるのがふつうだからである。

「無遺言死亡にもとづく財産の移転は、制定法上の遺言 (a statutory will) にしたがうものといわれてきている。それは受遺者の確定のほか財産の移転を決定し、そしてまた無遺言死亡者が遺言書を作成したならばそうしたであろうと推定されるような分配 (distribution) であると考えられる。一般政策 (general policy) は、自然的愛情 (natural affections) のみちびきにしたがい、そして無遺言死亡者の愛情にもっとも近い立場にある者の要求をもっとも価値あるものと考えることである⁽⁴⁰⁾。この推論は、非嫡出子の母にたいする相続権と父にたいする相続権を区別するための有力な論拠になるのであって、すでに「第一三例」のなかによく展開されているのをみた。

当然予想されるこのような合理性の主張にたいして、反対意見がしたように「推定意思」ではなく「州の政策」であるというのが一つの反論となろう。もう一つは、これまた反対意見も援用したのであるが、推定意思説の前提にたい

して、また、かかる解釈自体にたいして法の平等保護の観点から批判を加える道であろう。後者を採る評者は少なくない。⁽⁴¹⁾かれらの主張はこうである。死者が非嫡出子を相続から排除することを意図していたと推定することがかりに合理的であるとしても州は私人のかかる偏見を強行することを許されるべきでない。それは第一四修正に違反する無効な「州行為」である。事実もつていなかったかもしれない人々に不当な意思を帰せしめることによって、ある意味において差別を助長していることが問題とされる。なお、父は非嫡出子をかれの遺産にたいする権利から排除したいと思えば、遺言によってそれに備えるという簡単な方法があるのである。推定意思説にはさらに憲法上の弱点のあることが指摘されている。⁽⁴²⁾このような親の意思の推定は、さらにつきのような推定を基礎にしている。非嫡出子は通常父との現実の生活関係をもっていない。あるいは現実に父の扶養をうけていない、というのがそれである。そのような見解にたいしては、父との生活関係をもつ非嫡出子を考慮しておらず、そしてまたかかる関係をもっていない嫡出子を考慮していないゆえに合理性に欠けることがいわれる。「家庭の単一性」(“family unity”)という関係は出生による身分によって正確に測定されるものではない。ある州がある権利を家族の緊密さに依拠させようとするなら、州はその状態を直接的に観測しなければならぬ、ともいわれる。⁽⁴³⁾

六 非嫡出子の差別と「婚姻の奨励」という立法目的との関連性

非嫡出子の差別を正当化するための他の根拠は、不道徳を阻止し非嫡出子の出生を減少させるといふ一般予防にあるといふことがいわれる。差別は、「道徳律に違反した者の子孫を罰することではなく、違背者の前に、その行為に先き立って、かれの行動の諸結果についての警告の障壁(warning barrier)をもうけること」である(Minor v. Young,

149 La 583, 89 So. 757 (1921))。それは反面からいえば、婚姻の奨励である。制度としての婚姻は社会の存立の基礎であるので社会はそれを維持しなければならない。そこで州がそれを奨励することは妥当な立法目的であるとみられる。婚姻の奨励という立法目的のために大いにレイジアナ無遺言相続法の合憲性を強調したのはレイビン事件のレイジアナ控訴審判決であった。同審においてアトニー・ジェネラルはその趣旨をつぎのように述べたことが伝えられている。

「制度としての婚姻は自由国家としてのわれわれの存在にとって基本的であるので、レイジアナ州がそれを奨励することはその義務である。婚姻を奨励する一つの方法は嫡出子にたいして婚姻外の結合から生まれた子よりも大なる権利を付与することである。嫡出子の優越的権利は当事者たちが、婚姻を締結する誘因または刺激である。そして、婚姻は子を産出するための装置としてレイジアナによって好まれているのである」⁽⁴⁴⁾。

ところで、多くの論者によって問題とされたのは、ある制定法とその有効な目的、法の下における非嫡出子の身分とその母（または父）の行動とのあいだに公正な関係 (fair connection) が存在するかどうかであった。なんらかの関係があるというためには、非嫡出子の潜在的な母が、かの女の子をまちうけている法による子の処遇について深く心を痛め、それによってかの女の行動を調整するであろうことが期待されねばならない。非嫡出子の出生率の上昇⁽⁴⁵⁾は、非嫡出子の差別と婚姻の奨励という立法目的とのあいだになんらかの公正な関連性があることを疑わしくしている。有効な立法目的であっても、その目的に到達するための手段に効果があれば、その手段は合理的とはいえない。なお、かりに有効な関係があるとしても、無責の当事者がだれか他の者の望ましくない行動のゆえに罰せられると

いうことは許されないであろう。このことは反対意見第八点によくいいつくされていると思われる。

さいごに、むすびにかえて、レイビン判決にたいして総括的評価を下しているいくつかの論評を紹介しておこう。

まず、法廷意見にたいしてはつぎのような評価がかなり一般的である。すなわち、「多数意見が、ルイジアナの差別行為をより完全に分析することをしていないということは、先の諸事件にてらして考えるばあい支持できない。差別の争点を避けることによって、その判決は平等保護条項の適用の発展において明らかに退歩であつた⁽⁴⁶⁾」。あるいは、つぎのようにもいう。「そのような子にたいする差別は、それが州の行為であるという理由だけで第一四修正から孤立しているという多数意見のおどろくべき結論は、憲法上の諸原理の無視というよりも、異例に貧弱な起案(unusually poor draftsmanship)の産物であろう⁽⁴⁷⁾」。と。

では、連邦最高裁は一九六八年にレヴィとグローナ判決を下しておきながら、レイビン判決の法廷意見はなぜこのようなものになってしまったのであろうか。右の二つの判決が下されてから短時日のうちに、裁判所の構成に重大な変化が生じていたことは、その疑問にたいする一つの回答になろう。レヴィの多数意見に投じた二名の裁判官がやめ、バーガーとブラックバーンが参加した。したがって、レヴィ事件が係属したとき、裁判所の四名のメンバー(ダグラス、ブレナン、ホワイトおよびマッシュャル)はレヴィの法理をルイジアナ相続法に拡大する方に投票するであらうし、三名(ブラック、ハーラン、ステュワート)はそうでない方に投票するであらうことが予想された。最終的結果は新メンバーにかかり、かれら二名がレヴィの少数意見を構成する三名の側に加わつたことよつて定まつたので

ある。「しかし、そのように容易に説明されないことは、レイビンの結果を正当化するための健全な分析的論理が欠けていることである」⁽⁴⁸⁾。

非嫡出子のこんごの司法上の地位について、どのような見通しがもたれているであろうか。レヴィとグローナの諸原理を拒否したことは、それら二つの事件につづいた州の諸判決のひきつづいての有効性に疑いを投げかけ、そして、非嫡出子の権利をさらに拡大することを妨げることがありそうである。⁽⁴⁹⁾ というように、かなり悲観的な見方が一方にある。あるいはつぎのようにもいう。「厳格、(strict)であれ、許容的、(permissive)であれ、なんらかの平等保護基準を、非嫡出性に基礎をおく差別行為に適用することは未解決の問題であるようにみえる。どの平等保護テストがもっとも妥当であるかについての混乱はレイビンにおいて解決されなかった。この混乱の見地から、裁判所が、扶養、監護、面接交渉、養子のような争点をふくむその他の制定法上の状態において、どのように判決するであろうかもまた明らかでない」⁽⁵⁰⁾。「レイビンにおける平等保護概念の分析の欠如は、私生子が法的解放のためにケース・バイ・ケースの闘争に直面することを示している」⁽⁵¹⁾。そして、「開明的な裁判所が偏見を理性にかえ、非嫡出子が父を相続することの無能力を除去するであろうような相続、遺産分配法の解釈を適用するであろうことが希望される」⁽⁵²⁾。

以上みてきたところから、本件において反対意見が展開した見解は多数意見より説得力をもっていったこと、そしてそれが幾人かのアカデミック・ロイヤルの論調とも見合うものであることが理解されよう。差別のクライテリオンとしての出生による身分がどのような位置を獲得するか、レイビン判決以後多数意見の二名(ブラックとハーラン)を亡くしたこんごのアメリカ連邦最高裁に注目してゆきたい。もっとも遅れた非嫡出子法をもつルイジアナにおいてさ

え、合憲判決をえたとはいへ、さすがに立法改正への意見もでてきているなど、⁽⁵³⁾ 諸州に改正の動きや統一法の動きも前進的であるらしいことを付言しておく。

- (1) 最高裁判庭局編『民法改正に関する国会関係資料』(一九四八)一八九、五〇六ページ参照。
 - (2) 青山道夫「改正民法と私生子問題」(『近代家族法の研究』(一九五二)所収)一六四ページ以下、有泉亨・立石芳枝編『夫婦の法律』(一九五五)七一ページ以下。
 - (3) 同法についての紹介は、沢田みのり「イギリス相続法」比較法研究三二二号(一九七一)一ページ以下、拙稿「イギリスにおける『一九六九年家族法改正法』」比較法学六卷一号(一九七〇)二四七ページ以下参照。
 - (4) 拙稿「ニュージーランドにおける家族法の改正」比較法学七卷二号(一九七二)一四七ページ以下参照。
 - (5) Klosty, M. & H. J. Weiss, *Illegitimacy*, 26 Brooklyn L. Rev. 45 (1959), Peterson J. R., *A Return to Filius Nullius*, 48 North Dakota L. Rev. 59, 84-88 (1971), Krause, H. D., *Current State Laws—Equity Accomplished?* in *ILLEGITIMACY: LAW AND SOCIAL POLICY*, 296 et seq. (1971) 参照。
 - (6) Gray, J. C., Jr. & D. Rudovsky, *The Court Acknowledges the Illegitimate: Levy v. Louisiana and Glona v. American Guarantee & Liability Insurance Co.*, 118 U. of Pa. L. Rev. 1, 2, 39 (1969).
 - (7) ルイジアナ民法典はフランス法‘スヘイン法’ローマ法に由来するのであって、合衆国においては特異な法体系である。とくに家族関係については家族尊重、婚姻尊重によって特徴づけられるも、とも伝統的傾向の州法としてしられる。同法典中から子の種類‘相続(Succession)’等本件に關係ある部分を概観しておく。
- 子の種類は、嫡出子 (legitimate children) ‘非嫡出子 (illegitimate children) ‘準出子 (legitimated children) の三種

わけられる(一七八条)。嫡出子は婚姻中に生まれた子であり(一七九条)、非嫡出子は婚姻外に生まれた子である(一八〇条)。
非嫡出子は一定のばあいに法によって定められた方式において準正されることができる。準正には父母の婚姻による準正(一九八条)と公証行為による準正(legitimation by notarial act)(二〇〇条)とがある。前者は、父母によって、その婚姻の前後をとわず正式または不正式に認知されていた子が、近親相姦による子を除き、父母の後婚によって準正されるばあいである。以前は、乱倫子のみならず姦生子にも後婚準正の道がとぎされていたが、一九四八年の法律によってその障害がとりのぞかれた。(Acts 1948, No. 483, § 1) いまでは、姦生子の父母は相互に合法的な婚姻を締結したのちは、その子を認知することができる。後者は、非嫡出子の父または母が公証人と二名の証人の面前でナチュラル・チャイルドを準正する意思を宣言することによって、その子を準正するばあいである。ただし、このばあいのナチュラル・チャイルドは、その子の懐胎のとき父母が婚姻することのできる者同士であったのでなければならぬ。また準正しようとする者は、嫡出の直系尊属または直系卑属をもってはいけぬ(二〇〇条)。準正は、死亡した子が子孫を残したばあいには、死亡した子にまで拡大され、子孫が利益を享受する。準正された子は準正の日から法律上嫡出子と同様の地位を取得する。

非嫡出子は一定のばあいに認知(acknowledgment)をうけて非嫡出子でありながら一定の権利をもつことになる。認知には正式の認知(二〇三条)とそれ以外のものがある。正式の認知は、①非嫡出子の出生登録において、②非嫡出子の洗礼登録において、③公証人の面前で二名の証人の出席をえてなされる宣言によって、行なわれる。なお、後婚準正のばあいの要件の一つである認知はかかる正式のもの他不正式なもの(子の父であることを明示または黙示に表明する親のなんらかの行為から結果する)も認められている。そのような認知は父母が子の懐胎のとき相互に婚姻を禁せられていたばあいの子についてはなされえない。ただし、父母が相互に合法的な婚姻を締結したばあいには認知することができる(二〇四条)。母の参加も同意もなしに父によってなされた認知は、父にかんしてのみ効力を生ずる。(両親が共同することを要求してい

ないが、共同しない親については認知は効力を生じない。(二〇五条) 父によって認知された非嫡出子がナチュラル・チャイルドとよばれる(二〇二条)。(婚姻外に生まれたすべての子が生まれながらに *enfant naturel* とよばれるフランス法と異なる。) かかる子は適正に認知されていても準正子と異なり嫡出子の権利を主張することができない(二〇六条)。

父によって認知されない非嫡出子、その子の懐胎のとき父母が婚姻する能力をもたなかった非嫡出子、または父が知れない非嫡出子は私生子 (*bastards*) とよばれて区別される(二〇二条)。ナチュラル・チャイルドになれなかった子にはむろん準正子になる道もないわけである。私生子はいかなるばあいにおいてもその血縁上の父または母の遺産を相続する権利をもたない(九二〇条)。単なるアリモニーにたいする権利以上のなものも認められない。私生子へのアリモニーは母およびその直系尊属によって支払われるのであって、母の相続人または父によってではない(二四五条)。

認知された子の無遺言相続にあづかりうるばあいについては、つぎのように規定されている。その子が血縁上の母によって適正に認知されていたばあいには、その母が適法な子または直系尊属を残さなければ、その母の父母その他の直系尊属または適法な血族関係にある傍系血族を排除して、その母の法定相続にあづかる。血縁上の母に適法な子または直系尊属があるばあいには、認知された子の権利は適当な額のアリモニーに縮減される(九一八条)。認知した者が血縁上の父であったばあいにはその父が直系尊属、直系尊属、傍系血族、生存配偶者のいづれをも残さないのであれば、州のみを排除して、その父の相続にあづかる。それ以外のすべてのばあい、その子は血縁上の父またはその相続人にたいしてアリモニーの訴訟を提起できるにすぎない(九一九条)。先の二〇六条と本条の規定の違憲性こそがレイビン対ヴァインセント事件の争点であった。なお、認知された子はその父または母の嫡出の親族の遺産にたいして相続権をもたない(九二一条)。その子が子孫を残さずに死亡すると、遺産は認知した父または母に帰属する。父母ともに認知したばあいは平等の割合で帰属する(九二二条)。認知された子の父および母がその子より先に死亡したのであれば、その子の遺産はかれの血縁上の兄弟姉妹に移転する(九

二三条)。Westé USA Civil Code, Leach, P. Terrance, The Status of Illegitimates in Louisiana, 16 Loyola L. Rev. 87 (1969-70), Thompson, W. C., Successions—Illegitimacy—Equal Protection and the Applicability of Levy v. Louisiana to Succession Law, 44 Tulane L. Rev. 640 (1970).

(8) レヴィ事件における上告人のためにブリーフを用意したという弁護士によって、ならびに他のような事実が明らかになされている。ルイーズ・レヴィ(黒人)は疲労の症候、めまい、胸痛そして呼吸の遅いことのためにニュー・オーリーンスの慈善病院へ行った。かの女の担当となった医師はかの女を診察したが、血圧を計らず、また、その他それをしたならかの女が高血圧による尿毒症にかかっていることを明らかにした。あつうような検査を行なわなかった。その医師はかの女に強壮剤と鎮静剤を与えて帰した。一週間後にあらたにひどい症状でもって再びあらわれたとき、その医師はかの女を診察し、処方薬を飲んでいないと述べ、精神病医を推せんとした。それから一〇日後にかの女は死亡した。Gray & Rudovsky, op. cit., 1, 2 (1969).

- (9) Gray & Rudovsky, op. cit., 2.
- (10) Ibid., 39.
- (11) Leach, op. cit., 16 Loyola L. Rev. 87, 106.
- (12) Mayer, Charles B., Constitutional Law—Discrimination based on Illegitimacy as a Denial of Equal Protection, 43 Tul. L. Rev. 383 (1969).
- (13) Note, Developments in the Law—Equal Protection, 82 Harv. L. Rev. 1063, 1127 (1969).
- (14) Chavanne, John H., 17 Loyola L. Rev. 170, 182 (1970-71).
- (15) Krause, Harry D., ILLEGITIMACY: LAW AND SOCIAL POLICY, 70 (1971).

非嫡出子の地位と「法の平等保護」

- (19) Krause, *The Bastard Finds His Father*, 3 F. L. Q. 100 (1969).
- (17) このような解することは、判決の射程距離を、先だ引用した評釈者たちよりは限定的、縮小的に理解することとなる。
- Karst, Kenneth L., *Invidious Discrimination: Justice Douglas and the Return of the "Natural-law-due-process formula"*, 16 U. C. L. A. L. Rev. 716, 743 (1969) 参照。
- (81) Note, 22 Case W. Res. L. Rev. 793, 802 (1971).
- (19) Krause, *op. cit.*, 66.
- (20) Note, *Developments in the Law: Equal Protection*, 82 Harv. L. Rev. 1065 (1969) 参照。
- (21) *Strauder v. West Virginia*, 100 U. S. 303, 25 L. Ed. 664; *McLaughlin v. Florida*, 379 U. S. 184, 85 S. Ct. 283.
- (22) *Takahashi v. Fish & Game Comm'n*, 334 U. S. 410, 68 S. Ct. 1138.
- (23) *Sherbert v. Verner*, 374 U. S. 398, 83 S. Ct. 1790.
- (24) *Skinner v. Oklahoma*, 316 U. S. 535 (1942).
- (25) *Loving v. Virginia*, 388 U. S. 1 (1967).
- (26) *Brown v. Board of Education*, 347 U. S. 483 (1954).
- (27) *Gardner v. Calif.*, 393 U. S. 367 (1969).
- (28) Note, 3 *Rutgers-Camden L. J.* 316, 318 (1971).
- (23) *Petrills, F. C., Labine v. Vincent: Illegitimacy, Inheritance, and the Fourteenth Amendment*, 75 Dick. L. Rev. 377, 407 (1971).
- (30) ヘラッシュ裁判官は、このはみれの独特の州尊重主義が、われわれ他、ヘインズ判決と同年同月に判決された一判決 (*Boddie*

v. Connecticut, 401 U.S. 388 (1971) から、納得できるような感じがする。そこにレイビンとをわめて類似する一文を添えるからである。しかし、その後のかれの意見はかれ一人のものであって、賛同者をえていない。

- (31) Note, 3 Rutgers-Camden L. J. 316, 319 (1971).
- (32) Dandridge v. Williams, 397 U.S. 471, 90 S. Ct. 1153 (1970); Morey v. Dona, 354 U.S. 457, 77 S. Ct. 1344 (1957); Hunter v. Erickson, 393 U.S. 385, 89 S. Ct. 557 (1969); Douglas v. California, 372 U.S. 353, 83 S. Ct. 814 (1963) 他多数。
- (33) Hood, J. T. Jr., Another Look at *Levy* and *Glona*, 19 La. B. J. 135, 139 (1971).
- (34) Krause, op. cit., 82.
- (35) Op. cit., 67.
- (36) Op. cit., chap. 4.
- (37) Op. cit., 152.
- (38) グレイホールドヴスキーは、認知の有無を問題にすることは、子はおよそいかなる種類の承認にたいしてもみずからコントロールをおよぼしえないことは同じであるから、合憲的でないという (op. cit., 152)。反対意見も、第八点を大前提と解すれば、未認知の子についても結論を異にしないと推測すべきであるかもしれない。
- (39) Note, Uniform Probate Code—Illegitimacy—Inheritance and the Illegitimate: A Model for Probate Reform, 69 Michigan L. Rev. 112 (1970) 参照。
- (40) 23 Am. Jur. (2d), Descent and Distribution, §10.
- (41) Gray & Rudovsky, op. cit., 14; Krause, op. cit., 81.

非嫡出子の地位と「法の平等保護」

- (42) 75 Dickinson L. Rev. 377, 402-403.
- (43) Gray & Rudovsky, *op. cit.*, 13.
- (44) Krause, *op. cit.*, 74.
- (45) 非嫡出子の出生率は、出生一〇〇〇につき、一九四〇年は三五・五〇年では三九であり六一一年以後六八年までの数字は五六・三、五八・八、六三・三、六八・五、七七・四、八三・九、九〇・三、九六・九と上昇をつづけた。一九四〇年から六〇年までのあいだに人口は三九・〇％増加したが、非嫡出子の出生率の増加は九七・九％であった。六〇年から六七年までに非嫡出子の出生率は二〇・一％を上昇した (U. S. Department of Commerce, Bureau of the Census, Statistical Abstract of the United States 1971, No. 61; 48 Notre Dame L. Rev. 59 (1971))。
- (46) Ruhe, W. J. Jr., Why Bastard, Wherefore Base? 25 Sw. L. J. 659, 666 (1971).
- (47) 22 Case W. Res. L. Rev. 793 at 796 (1971).
- (48) *Op. cit.*, 802.
- (49) *Ibid.*
- (50) 3 Rutgers-Camden L. J. 316, 319 (1971).
- (51) *Op. cit.*, 330.
- (52) 75 Dickinson L. Rev. 377, 407 (1971).
- (53) Pascal, R. A., Louisiana Succession and Related Laws and the Illegitimate: Thoughts Prompted by *Labine v. Vincent*, 46 Tul. L. Rev. 167 (1971).